

経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成29年11月 7日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:00

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、筑豊ハイツ、地方卸売市場、そして新体育館の順で行いますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず、筑豊ハイツに関して「民間事業者との協議状況」について、執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

庄内温泉筑豊ハイツに関しまして、10月11日に開催されました本特別委員会以降の状況についてご説明いたします。

民間事業者2社と協議をさせていただいております、うち1社は10月いっぱい、もう1社は12月にご返事をいただくということで答弁させていただいておりますが、10月いっぱいでご返事をいただく予定でありました1社につきましては、飲食施設、温泉施設を有し、安い金額で宿泊できるホテルを検討していたが、収支の試算では非常に厳しい状況であるので、市へ提案する支援を含めて再検討しているということで、今月中旬まで待っていただきたいとのこととございます。12月にご返事をいただく1社につきましては検討状況をお尋ねしましたところ、合宿主体の宿泊施設を計画しているとのことで、具体的なことは現在検討中であるとのこととございます。

以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツについての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含めて筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

1点だけお尋ね申し上げます。一応検討中ということでございますので、それはそれといたしまして、市の考え方ですね。今、第1候補としては、飲食、宿泊についてはちょっとなかなか難しいということで再検討という今ご返事ありましたけれども、やはりそのところを、ちょっと例えるのはちょっと難しいと思いますけれども、例えば伊藤伝右衛門邸につきましても、今までの歴史、伝統ある建物ということで、テレビの関係もありましたけれども、そのときはよかったけど今少ないと。要するにあそこ、私ども何回も行きましたけど、飲食するところがないというところが一つ、私もそこら辺のところやはり一つ伝右衛門邸の訪問客の減少と、そこに長時間滞在をしないというような結果になったかなと思っております。筑豊緑地につきましては、県があれだけ二百数十億円も投資しておりますので、集客の能力を持っておりますので、飯塚市の執行部としての概念、コンセプト、それが一応今2社挙がっておりますけれども、そちらの企業に対して思いが伝えることができるのかどうか、ちょっとそこら辺のところだけ一つお尋ねをしたいと思います。

○都市施設整備推進室副室長

筑豊ハイツの再整備に当たりますコンセプトの中で、筑豊緑地利用者も利用できる施設というところがございます。市としましては、委員がおっしゃるとおり飲食施設は、ぜひとも設置していただきたいということで事業者にお話をさせていただいてるところでございます。

○松延委員

今、飲食のみということやったけども、宿泊についての、これの例えばさかのぼると十数年前に閣議決定されて全国の旅館業組合に対して公の施設が要するに圧迫してるというようなことで、そういうふうな形になったところは私も知っておりますけれども、やはり今までそうしたら振り返ってみるとどうかという、筑豊ハイツについては、建物施設については、昔の国がある程度援助しながら、受け取ってからは、施設の整備、改修等については、飯塚市がやっておりますけれども、その他については独立採算ですか、そういう人件費等についても甘えることなく、トントンでやってきてるんですよ。だからそこら辺ところは、施設のあり方、そしてまた位置も含めて、ある程度の不特定多数の人を呼び込めるような施設になれば、私は公の施設として市民にサービスできるものになるというふうに思っておりますので、一つそこら辺ところも考慮に入れて進めていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

先ほどの説明で11月中旬になるのでしょうか。最初のほうの業者についてですけれども、市への提案を含めてと聞こえましたけれども、この支援の提案というのはどういう意味でしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

民間事業者と協議をさせていただく際に、当該地で宿泊施設、飲食施設を設けることは、ほかの事業者さんとの協議の中でも非常に厳しいというお話をいただいております。その中で市が支援できることについて提案がいただけましたら、市のほうで検討をさせていただいて、支援を実現できるものはしていきたいというふうに考えているところであります。

○川上委員

そうすると、民間でできないけれども、市としてやってはどうですかという提案のことではないということですかね。

○委員長

もういっぺん、川上委員、ちょっとわかりやすく

○川上委員

市への提案を含めてと言われましたので、それは何かと聞いたでしょ。今答弁があったんだけど、そうすると、民間事業者としては採算のこともあるのでできないけれども、飯塚市として、公共でやってはどうですかという提案を含むという意味ではないんですねと聞いたんです。

○都市施設整備推進室副室長

はい。飯塚市が整備するという提案ではなく、あくまでも事業者が整備するに当たって、例えばですけども、土地の無償貸与をすとか、補助金を交付するというような提案のお話でございます。

○川上委員

それはわかりました。そうすると、市の支援を求めるという趣旨なんですね、市への提案というのは。そうすると、当初なかったことを、今度は市への支援を要請しても構いませんよということかどうかわかりませんが、そこのところ変化は、協議をしたということなんだけど、いつどこでどういうメンバーで協議をしたのかね、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:09

再開 10:11

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

今の支援の件なんですけれども、ことし4月からいろいろな事業者に当たってきましたけども、現実
に今の時点でやっと2社が検討していただくような形になっております。その中で、今まで当たって
きた事業者につきましても、非常に採算ベースに乗るのが難しいという話を以前から伺って
おりました。今回2社にある程度絞り込んできた中で、経過の中で、市長、副市長とお話
をする中で、ある程度市としても支援をしていかなければ難しいんじゃないかと。ただどの
程度の支援が妥当かというところは現在のところはっきりしておりませんが、今、経済部のほう
でやっております企業誘致の補助金等を出しておりますけれども、そこをベースにしてどの
程度うちが支援をしたら、こちらのほうでそういったホテル施設、飲食施設を含みます
ホテル施設が可能かどうかという検討していく中で、どの程度ができればいいのかという
ことで向こうのほうにも投げかけておまして、それを含めて、1社につきましては、11
月半ば、中旬をめどに、そのご返事をいただくような形となっております。

それで、先ほど副室長が説明しましたけれども、採算ベースに乗らないというのが比較的
安い金額での宿泊ができないかということでうちのほうからも提案をしております。それは
何でもかといえますと、筑豊ハイツ、今でも結構安い金額で泊まっていますし、合宿で
利用される方も多いということで、ある程度金額が抑えられた中でそういうことが
できないかという提案に基づいて向こうも計画をされております。その中で非常に
そういった価格設定では難しいという結論が出たんじゃないかというふうには
思っております。

○川上委員

きょうはまだ副市長は発言されてませんよ。

○委員長

ごめんなさい、これは副室長です。すいません。

○川上委員

そうか。前回のこの特別委員会は10月16日でしょ。2社から10月末には回答がある
であろうということでしたね。その16日までは、その2社に対して財政支援を行う
という話はなかった。特別委員会に対しては、わかりにくい説明を最初されたね。
業者から市への提案を含めてという言い方したでしょ。それは何のことかと今
聞いてみたら、結局は市が思い立った、民間事業者への財政支援のことなん
ですよ。ということわかりました。市が一体と財政支援のことをあなた方は
特別委員会に対してはね、業者の市に対する提案というふうに表示するわけ
ですよ。したわけですよ。これは同じものですか。市が、民間事業者に
こういうふうには財政支援をしたらどうですかと、2社に対して行ったん
でしょ。そのことは、あなた方の言葉では、業者の市に対する提案ということ
になってるわけですよ、くどいけど。同じものなんですか。どうして
そういう言い方になるんですかね。説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

従前から本委員会において、どういった支援をすれば施設が整備できるか
ということをお話しさせていただいておりました。それにつきましては委員ご指摘
のとおり財政支援ということでありまして、従前からの説明、答弁につ
いて、不足しておりました。申しわけございません。

○川上委員

それは聞いてないんですよ。財政支援を市がするということ、先ほどの説明
ではね、民間事業者の

市への提案というふうにおっしゃった。そういう説明でした。これはイコールなのかっていうこと聞いてるわけです。

○都市施設整備推進室副室長

支援についての提案ということでいきますと、民間事業者の方から市のほうへ、先ほどの答弁と重複しますけれども、土地の無償貸付であったり補助金の交付であったりということを念頭においての支援ということでございます。

○川上委員

そしたら、市がこういう支援があったらどうでしょうか。財政的支援があったらどうかということを使う。それに対して民間事業者が、それも含めてこういう支援をしてもらうといいなということが、あなた方がさっき言った支援の提案ということになりますね。

そうするとね、10月16日の特別委員会までには先ほど言ったけど、そういう説明はなかった。10月16日の段階でも10月末には、回答が来るような段取りだったんだから、あなた方は、特別委員会の16日から2週間の間に、何かしら新しい財政支援のことについて検討したはずなんですよ。そして、それを民間事業者と話をしていますね。ですから、2つあるんだけど、まずね、市はいつ新たな財政支援の問題について検討したのか、その内容はどういうものなのかをお尋ねします。

○都市施設整備推進室長

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけども、ベースになる分は基本的に今、企業誘致で補助金を出しております。その部分をベースにして、どういった支援ができるかということで今考えております。先ほどから副室長も説明してますように、まず、今まで接触した事業者が採算ベースに乗らないと。どういった問題点があってどういうどのくらいの支援が必要なのかということが出てこないことには、私どもも支援はできますとかできませんとかいうことが言えませんが、今、事業者が考えている部分でどのくらいの不足が出ているのか、固定費として最初の分で補助金を出して固定費をある程度抑えられることができれば営業できるのかとか、そういったいろんな部分を検証した中で、うちが支援をできるかという検討していかなくてはならないと考えておりますので、その部分を、今、計画立てられた部分で何が足りないかということをお教えくださいということで、事業者の方にはお話をさせていただいております。

○川上委員

そういうことをやろうという意思決定をいつしたのかということに関心があるわけです。それは恐らく10月の16日以降のことと思うんですよ。それはいつですか。

○都市施設整備推進室長

ちょっと今はっきりした日にちは記憶していませんけども、前回の特別委員会が終わった後に、あと2社残ってますので、今後については、ある程度の財政支援を考えていかなきゃならないということでご相談をさせていただきました、副市長と市長に。ただ、その段階では、まだ向こうの提案としてどの程度のものかということがわかりませんので、先ほど言いましたように、企業誘致のベースで考えさせてもらっていかということで打診はしております、市長、副市長には。ただ、そのときに明確にこういった形で行こうという話はまだしていません。

○川上委員

じゃあ、そういうことで、相手側民間事業者と話をしたのはいつですか。

○委員長

10月16日以降よ。暫時休憩します。

休 憩 10:21

再 開 10:23

委員会を再開します。

○都市施設整備推進室副室長

失礼いたしました。民間事業者の方と協議をいたしましたのは、12月にご返事をいただく会社が10月の24日、10月いっぱいでご返事をいただくというふうにお話をさせていただいておりました事業者には11月の2日、これは10月いっぱいということで、従前お話をさせていただいておりましたが、実際に提案がありませんでしたので、その状況を含めて、支援のあり方についても11月2日にお話をさせていただいております。

○川上委員

そうしますと、10月中に返事があるということになっていたけども、なかった1社と、期限を迎える前の民間事業者に対して、時期を前後して、市として財政支援のあり方について考えて接触したということなんですね。それで、それぞれに対してはどのような内容の支援をやるというふうに言ったんですか。

○都市施設整備推進室副室長

支援につきましては、提案をいただいた上で実際に市のほうでそれが行えるかどうかというのは検討することになりますけれども、補助金につきましては、飯塚市に先ほど室長が述べさせていただきました企業立地補助金がございますので、こういったものをベースにして考えておりますということを説明させていただいております。

○川上委員

2社とも同じことを言ったんですか。

○都市施設整備推進室副室長

はい。そのとおりでございます。

○川上委員

企業立地の補助金レベルというのは具体的にはどういうことですか。向こうにはそのように言っただけなんです。それとももう少し具体的に言ったわけですか。

○委員長

ただ条件に合うか合わないかという、市としてはこういう体制持ってますよということを当たり前話せばいいんじゃないの。

○都市施設整備推進室副室長

企業立地補助金につきましては、新規に5人以上の雇用というのがございます。その雇用を充足できればというようなことでお話をさせていただいております。

○川上委員

続きを答弁してください。

○委員長

副室長、もうちょっとね、普通話すごとお話を——。じゃあ副室長じゃなくてわかる人が答弁なさい。(発言するものあり)ただ問題は——。暫時休憩します。

休 憩 10:27

再 開 10:29

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

失礼しました。事業者にお話をさせていただいたのは企業立地の補助金、というのは5人以上の雇用がある。それからあと3千万円以上の設備投資をしているということで、そういう条件をクリアすると補助金がありますという補助金ですという説明をしまして、具体的に補助金額が幾らとかいうようなことまでのお話はしておりません。

○川上委員

今やっている、市の民間事業者に提案してもらおうというふうにしてるじゃないですか。これは何になるんですか。企業誘致行為なんですか。それとも今後、公募をかける際の準備作業をしているんですか。どっちなんですか、今してる作業は。

○都市施設整備推進室長

今現在の段階では、まず手を上げていただく企業が実際あるかどうかということで、今いろんなうちのコンセプトを説明した中で、手を上げてもらう準備をしていただいております。ただ、最終的に決めるのは、プロポーザル方式で、最終的には提案方式で決める、今現在では決める予定としております。それで、今回の補助金につきましても、この補助金を出すということじゃなくて、こういう補助金があるんで、こういったベースで何らかの支援ができないかということをして市のほうとしても考えております。それで、企業さんのほうで、今、こちら側にホテルを建てていただくことで、どういったことが障害になって進出が難しいのかということと、今、収支の問題もありますし、そこでどの程度の分が障害になってるのかということを出してくださいということで今お願いしてる段階ですので、現実にも今、副室長が説明しました企業立地補助金の部分で、それをそのまま出すということではなくて、その中で検討するというので、ご理解をお願いいたします

○川上委員

だからプロポーザルの準備のための作業を今してるわけでしょ。その過程で、特定の民間事業者とこままでの話を普通するのかどうか、ちょっと考えてみたほうがいいんじゃないかな。結局プロポーザルで手を上げられるのは、この1社、2社ということになる可能性も高いんじゃないですか。だからそのときに注文販売で財政支援しますよというやり方は、本当にプロポーザルになじむのか。それとも個別的企业誘致になるのか。そこのところ仕分けして考えないと混乱していくのではないのかと。不透明感もつきまとう。だから、プロポーザルで行くのであればそれなりのやり方があるはずですよ。企業誘致なら企業誘致のあり方があるはずですよ。そのことをちょっと指摘しておきたいと思いますが、何かあるんであればどうぞ。

○都市施設整備推進室長

先ほど申しました補助金につきましては、2社今ありますけれども、それはプロポーザルの中で補助金を出すなら一定レベルの同じ条件で出すということで、これを出すなら、そういった条件面も提示した中で、最終的には提案をいただくことになると思いますので、個別にこの事業者にはこういうこと、この事業者にはこういうことということではなく、統一的な見解として市が補助金を出すという決定がされれば当然プロポーザルの条件の中にも明記する形になります。

○川上委員

ですから、既にそういう財政支援のあり方もあろうというふうに、思ってたほかの民間事業者もあると思うけど、もう無理ですというに撤退っていうか、もう最初から無理ですといったところもあるわけね。残ったところには、こういう財政支援がありますよっていうのを個別的な話をしている。こういうやり方をあなた方が意図するかどうかは別として、やってるわけですよ。言ってる意味わかるでし

よう。別の事業者にはこういう財政支援がありますよ、考えてますよと言ってない。残ったっていうか、新たについていうか、その2社に対しては、その後あなた方思いついて、企業誘致補助金なみのことは考えたいというふうに言う。この2社、2つの民間事業者の間は同等の条件になるかもしれないけど、既にもうできませんって言ったところ、それはするかどうかが別ですよ。特定の2社、民間事業者2社にだけ、飯塚市がプラスアルファの優遇をしているというふうにもなりかねないと思う。このところ、わかまえないと、皆さんとしては頑張ってるつもりかもしれないけど、特定の部分にだけ、特定の情報を与えてというそしりを免れない危険性があると思うけど、見解があればどうぞ。

○都市施設整備推進室長

今現状としては、今最終的に検討していただいていますよう2社のほうにそういったお話をさせていただいてますけども、最終的には公募の形をとらせていただいて、その2社に限らずほかの今まで検討していただいた業者についても、当然公募で手を上げていただくことになりますので、今交渉中の中で2社についてはそういった説明をしておりますけれども、ほかの業者を排除するとかいうことじゃなくて、ちゃんとした公募の形をとって、公平にやっていきたいと思っております。それで今までお話をされた部分でもやっぱりかなり収支の面で実際に検討されたところもございますので、そういった支援があれば可能かということを手を上げられる事業者の方もいらっしゃるんじゃないかとは思っております。

○川上委員

それはあり得ると思います。ただ、市が今までやってきた手法を振り返ってみれば、先ほど私が指摘したようなそしりを免れない危険があるということはもう明らかじゃないですか。だから、つぎ足しつぎ足しのやり方が、そういう問題を新たに生じさせかねないということも、指摘したいけど、さらに見解があるならばどうぞ。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようでございますので、次に、地方卸売市場に関して、「新卸売市場等の整備方針検討会議での協議状況」について執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

10月27日に市場移転候補地等を市場関係者と協議します新卸売市場等整備方針検討会議を開催しましたので、その概要をご説明いたします。

会議では、場外市場と移転候補地について協議いたしました。場外市場につきましては、将来的に場外市場を実施したいとの意見はありましたが、実現となると具体的な提案はなく、多くの意見が場外市場は実施困難でありまして、代替案として意見がありました市場開放、言いかえますと、市場まつりのように卸売市場を市民に開放して小売を行うものでありまして、この市場開放について、今後協議することになりました。

次に、移転候補地につきましては、まず、答申書にありました6候補地以外の場所については、協議をしております。この6候補地以外の場所については、現在地での建てかえとの提案がございました。出席者からは、市の見解を尋ねられまして、市としましては、移転新築が現在の市の方針であり、現在の卸売市場を解体して移動する場合、ローテーション期間や解体費がかかること。青果部の場所では仮設が必要であり、水産部の場所では敷地内に水路がありますので、ここを考慮すると建築可能な面積が約2万3千平方メートルとなり、これまで検討してきました6候補地と比較しても、最も面積要件が厳

しいこと。卸売市場の都市計画標準であります100メートル以内に住宅地がないことに抵触していること。菰田地区は人口減少地区であり、人口減少に歯止めをかけることは、商圈の維持、ひいては卸売市場の取扱量の維持にもつながるということで、菰田地区の活性化のために、現卸売市場敷全てを活用した活性化計画を策定したいと市の考えを説明いたしました。この説明では、現在地ではなく移転することで協議いただきたいと述べさせていただいております。このことに関しまして、出席者から卸売市場敷の整備に関して具体的な案はあるのか尋ねられましたが、現在のところ具体的な案はなく、今後、地域の方々の意見を聞きながら活性化計画を策定していきたいとお答えしております。その他の出席者から現在地での建てかえを加えて協議を続けていけば、いつまでも候補地が決まらず、新卸売市場の会場が先延ばしになるので、答申書にある平成33年度の開場を目指して、現実的で早期の候補地決定をしたいというような意見が出され、答申書に記載の6候補地で協議することとなりました。

次に、6候補地についての協議であります。これにつきましても、出席者から、市が移転したい場所について尋ねられました。市としましては、市有地であれば用地買収費や用地交渉が必要なく、早期に建設に着手でき、これまでの附属機関である検討委員会での協議や、市場関係者との協議を踏まえ、バイパスに近い場所であります庄内工業団地グラウンドでご検討いただきたいと述べさせていただきました。出席者のほうからは、庄内工業団地グラウンドでは、バイパスから少し入り込んでいることや、他の候補地と比較して面積が狭いとの意見が出されましたが、その他の有力候補地が私有地であり、事業費を抑えることや、早期に事業着手できることもあり、最有力候補地を庄内工業団地グラウンドとすることで持ち帰り、次回に移転場所を決定することとなりました。

次回の会議につきましては、11月16日に開催することとしております。以上、簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場についての説明を終わります。

○委員長

ただいま説明が終わりましたので、地方卸売市場に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

場外市場が実施困難ということで認識は一致したということですか。

○都市施設整備推進室副室長

はい。そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、長期にわたる検討委員会の答申内容はひっくり返すということなんですね。

○都市施設整備推進室副室長

場外市場というのは、専用の建物を建設するということになりますけれども、それは断念したということで、市場から卸した物を市場敷の中で小売をしていくという考え方、方針的なものは踏襲しておりますので、答申書を踏まえてより現実的な方策を導き出したというふうに考えております。

○川上委員

実現が困難という判断を共有したんですけど、その理由はということですか。

○都市施設整備推進室副室長

まず答申書では、一般社団法人を設立してということがございました。この社団法人を設立する出資、そして場外市場の基本計画を策定するというだけでもコンサルへの委託、これにも経費がかかります。そういった資金的な手当てが困難であることや、実際にどこが主体性を持ってやっていくのかというような部分で困難であるというふうになっております。

○川上委員

今紹介があった困難の理由は、答申の後、新たに生じたことですか。それとも検討委員会が検討中にもあったことですか。

○都市施設整備推進室副室長

検討委員会のありましたところでは具体的にそういった話はございませんでした。その後、答申を受けまして、具体的な話をしていく中で導き出された結論でございます。

○川上委員

そういうことですか。場外市場のことについては、とにかく今回の新市場について、もういっぺんの一番の課題だということで、長期間にわたって、そのこと審査してるはずなんですよ。そのときに、後継ぎがなかなか心配、後継ぎが心配される中で、そういう出資が自分もできるだろうかっていう声は多数あったじゃないですか。そうした中で今、答申を出した後に、このことが問題になるんですか。検討委員会の審査の途中でこのことが問題になってると思うけど、その認識ないですか。

○委員長

ちょっともういっぺん説明してやって。

○都市施設整備推進室副室長

市場関係者、それぞれの意見、考えの中では、あったかと思われま。ただ、具体的に附属機関である検討委員会の中でそういった発言もなく、答申を経た後でございますけれども、実現をしていくという部分で皆様から出てきた意見でございます。

○川上委員

6候補地にこだわらずに、ほかの場所もあわせて検討していこうというのが検討委員会の最終日に盛り込まれておったわけですけども、それについては、先ほど言ったように、現在地建てかえはどうかという提案が、そのほかという中の1つとして出されたわけでしょ。そしたら、そのほかというものの1つが、現在地ということなんですよ。そうすると、ほかの、現在地以外のそのほかというのはもう考えないということにしたわけですか。

○都市施設整備推進室副室長

はい。まず、6候補地以外の場所について、この10月27日の前の第1回の会議の中で、市としては提案する場所は持ちあわせておりませんということで、関係者の方々、出席者の方々にはご説明させていただいております。その上で、各市場関係者から10月27日にご提案いただきたいということで募りましてご提案いただきましたのが、6候補地以外では現在地ということで、そこでの建てかえができないかという提案がなされたものであります。

○川上委員

先ほどの説明聞くと、市の考え方を聞かれて、市としてはもう移転だと。理由は、あの土地は、現在地の土地敷地は菰田のまちづくり、地域振興のために使いたいからだということなんですよ。ほかにもいろいろ言われてあったけど、主な要因はそこにあると考えていいですか。

○都市施設整備推進室副室長

はい。先ほど述べさせていただきましたけれども、主な理由としましては、菰田地域活性化のために現卸売市場敷全体を活用したいというところはございます。

○川上委員

それは本末転倒じゃないんですか。

○都市施設整備推進室副室長

そのようには考えておりません。卸売市場もあつての共存ということも考えられますが、その場合は、

やはり限定的であるというふうに我々は考えておりますので、今回を機に全部移転をさせていただきたいということで、市としての考え方をご説明させていただいております。

○川上委員

そこに当初の、今回の卸売市場のあり方を検討する前提があったわけじゃないでしょ。卸売市場の、ちょっと前までは民営化ですかとかいうのもありましたけど、公設民営で行こうということを決めて、そして老朽化が進んでいると。これをどうにかしたいと。その際に、場外市場機能も持たせたいというのが本筋だったわけでしょう。菰田のまちづくり、地域振興に土地を活用するからね、移転させるというのはなかったでしょう。それが急に第2回検討会議で入り込んできたっていうふうに、違和感を覚えますけど、市場のあり方の検討が主軸にあるべきではないかと思うけど、何か違和感があるけど、ないですか。

○都市施設整備推進室長

菰田地区の再開発につきましては、菰田地区は今ずっと衰退してきているという一つの理由でございますが、今、委員が言われたとおり、根本的なものとしては市場、3市場ございますけれども、老朽化が進んだので建てかえをやっていきたいと思いますというのが基本的なもの。その中でローテーションを組んだ場合には、非常に経費もかかるから難しいと。それと、例えば魚のほうに移転するにしても面積、非常に足りない。そういったところから考えたら、ほかの場所に新候補地として移転していただいて、新たな市場を建てていただくと、それが基本でございます。それで今回、今の現在地のほうに建てかえたらどうかということにつきましては、先ほどから説明してますとおり、経費の問題、面積の問題等から難しいということで、移転先で新しいものと。それと、跡地につきましては、今の菰田の状況から考えて、活用して活かしてもらいたいから、それが市の方針ですよというのは、後で、そういった形での、移転した後での活用ということで説明をさせていただいております。

○川上委員

くどいけど、私が先ほど言ったような筋道が卸売市場の今後のあり方についての検討だったと思います。本特別委員会でもそれがテーマなんです。ところが今のお話だと、異質のものが入ってきてる。それが菰田地区のまちづくりを、地域振興していくということと矛盾しないような考え方ってのもあったと思うんだけど。

ところで、近畿大学が今の卸売市場の場所に進出したいと。飯塚市もそれについて協議をしておるとい報道だけど、それはどうなってますか。

○委員長

そこだけちょっと答弁して。

○都市施設整備推進室長

近畿大学の短期大学のほうからは、市場が移転した後には移転候補地として考えたいのという要望書は上がっております。ただ、そこを私どものほうで検討したということはありません。

○川上委員

花と水産と青果と、そこ全部、近畿大学が進出したいというふうに言ってるわけですか。

○都市施設整備推進室長

先ほど言いましたように、近畿短大のほうは、そういったところということでは実際に出ておりますので、存じ上げておりますけども、近畿大学本体がということは、新聞報道でも載っておりますけども、それについては新聞社のほうの勇み足ということで話を聞いておりますので、現実的には近畿大学の移転ということは存じ上げておりません。

○川上委員

短期大学、要望が出ているということなんだけど、それは、今の卸売市場の敷地全体ということですか。それとも部分ということですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:09

委員会を再開いたします。どちらから答弁になるかな。近畿大学短大の件については、一応もう関係ないということ。一応、もういっぺん川上委員、質問してください。(発言するものあり)

○都市施設整備推進室副室長

卸売市場敷全体でということではありませんで、一部になります。現在の近畿短期大学の面積がおおむね2万2千平方メートルくらいですので、その面積程度というようなことで伺っております。

○川上委員

市場関係者の中で、現在地新築建てかえをどうかというのを聞かれていたでしょ。それが表面化する矢先にね、近畿大学短期大学が活用をお願いしたいという要望書を出してきた。この姿は事実なんですよ。そして、あなた方は検討会議では、既に菰田のまちづくりのために、地域振興のために卸売市場は必ず動かしたいというふうになってるわけですよ。ここに、私は不透明感を感じるわけです。10月31日付の要望書に基づいて、飯塚市は大学関係者とどういう話し合いをしたのかね、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

○副市長

平成28年10月31日に近畿短期大学のほうから市長宛てに、市場跡地の活用についてというお願いの文書が出ております。これについて、担当部署がその後、短大のほうと接触をしてるということは聞いております。内容につきましては、市場が移転した後に希望があるということで聞いてますがということで接触した関係で、短大のほうにそういうことがあれば市としても考えていきますというような回答をしております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようでございますので、時間が中途半端ですけど、今から新体育館について、前回資料要求があった資料を含め、新体育館の整備に関する資料が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。ごめんなさい。平山委員のほうから、前回ちょっと質問したときに中身がちょっと違うので訂正をしたいという申し出がっておりますので、よろしいでしょうか。

○平山委員

10月16日、私が質問した中で、10ページになっておりますが、「やはり私は公共施設があるところは利便性があるんじゃないかと考えておるんですよ」というところ、これ「公共施設」でなくて「公共交通の駅やバス停があるところ」というふうに訂正をさせていただきます。お願いします。

○委員長

今、平山委員のほうからそういう訂正ですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そういうような形で議事録のほうよろしく願いいたします。

それでは執行部より補足説明をお願いいたします。

○地域政策課長

体育館資料の1をお願いいたします。これは平成6年12月15日付で、幸袋地区町内会長会会長名で、飯塚市のほうに提出された要望書でございます。この背景につきまして簡単にご説明いたします。

クリーンセンター建設は衛生処理場、終末処理場に加え、幸袋、目尾、吉北地区内に迷惑施設を集中させ、地域住民にさらに犠牲を強いるものであり、住民感情としては容認できるものではないといたしまして、近隣の町内会は建設反対を訴えてきたところではありますが、しかしながら、吉北地域に新清掃工場が建設されることについては、基本的に反対であるものの、地域振興を含める中で、地域住民の意見を総合的に集約し、話し合いによる解決を求めていくことを決議し、下にあります15項目に及びます要望事項を取りまとめ要望書として提出されているものでございます。この中でポイントとなりますのが9番のところで、周囲を総合公園的な場として、屋外スポーツ施設、体育館、遊園地、人口の河川を設けてほしいというふうな内容が記載されております。

続きまして、体育館資料の2をお願いいたします。ここでは、平成7年6月から平成7年8月にかけて、まず1ページのところでは、基本構想策定ということで、策定協議会を設置いたしまして、基本構想策定をいたしております。内容につきましては、そこに記載のとおりでございます。

資料の2ページをお願いいたします。資料2ページのところ真ん中あたりで、3.のところですが、平成9年3月に出発点となります基本計画が策定をされております。この基本計画策定の背景といたしましては、飯塚市では、良好な居住環境、生活環境の整備された定住都市を目指す中で、ごみ処理対策として、目尾地域においてクリーンセンターの建設計画を進めており、これにあわせて、目尾地域の活性化を図るべく、地域振興計画を策定したものでございます。この地域振興計画では、地域住民の皆さんの意向等を十分に配慮し、また飯塚市の将来構想を踏まえた中で、目尾地域全体の基本的な整備の方向性を開発基本構想として示したものでございます。計画の概要につきましては、そこに記載のとおりでございます。説明については省略をさせていただきます。

そして次に4.のところでございますが、第1回目の見直しが平成18年の1月に行われております。この計画見直しの背景といたしましては、計画策定から8年を経過した中で、飯塚市の財政状況の悪化、1市4町の合併等、社会情勢等大きく変化し、当初計画の実施が困難な状況となったことから、地元住民の方々のご理解とご協力いただき、基本計画の検討、見直しを行うための検討委員会が設置され、延べ11回に及ぶ検討委員会を経て、見直されたものでございます。この中で、温泉施設やアリーナ、体育館でございますが、の建設の要望が意見として出されておりましたが、飯塚市の財政状況が厳しく悪化している現状では、これの建設は困難であろうという結論に達し、アリーナ建設等については、将来的な地元住民の強い要望ということで意見の一致を見たものでございます。内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。説明を省略させていただきます。

次に、資料の3ページでございます。第2回目の見直しが18年11月に行われております。この見直しの背景でございますが、平成18年1月の検討委員会において第1回目の見直しが行われた際に、今後の基本計画の進行状況については、事業の推移を見守るための委員会等設置することといった提言がされたことから、飯塚市はこの附帯意見を尊重し、新たに見直し後の基本計画の進捗状況等を把握し、

協議並びに意見交換を行うために、飯塚市目尾地域振興基本計画懇談会を開催したもので、この懇談会におきまして、飯塚市より4つの提案があった事項に関して、次のとおり了承されたものでございます。概要につきましては、そこに記載のとおりでございます。

次に、(3)のところ、平成22年3月に第3回目の見直しが行われております。この見直しの背景につきましては、第2回目の見直しにおいて、新野球場の建設については、飯塚市の財政状況が安定化するまでの間、先延ばしすることとする。なお、社会経済情勢等により、野球場の建設自体に変更が必要と思われる場合は、見直し等も含めて、新たに検討委員会を設置し、協議を行うものとなされておきまして、このことを受けて飯塚市の財政状況の悪化や、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画の野球場の見直しとの整合性を図るために、飯塚市目尾地域振興基本計画検討委員会を設置いたしまして、野球場を含めて、同見直し計画の再検討を行ったところでございます。概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

そして、第4回目の見直しが平成25年12月に行われております。この見直しの背景は、これまでの基本計画策定の経過や地域の実情等を踏まえながら、目尾地域の発展及び活性化、幸袋地域全体の振興、特に目尾地域に必要なもの、今求められているものは何かを基本に、現実的で可能な事業について議論を行ったものでございます。その審議の過程における主要な提案、要望、意見は、次の10項目に上ります。1番に、小中一貫校設置後の旧目尾小学校の施設や用地の有効活用を図ること及び目尾地区のコミュニティの場やひろばを設置すること。2に、目尾地区から新しい学校への通学において、児童生徒の安全を確保すること等でございます。そして6番で、スポーツ施設の整備または移転計画時の候補地とすること。ほか全部で10項目の内容となっております。そうした中、検討委員会では、基本計画は、清掃工場建設と一体のものであること、基本計画の未整備用地、公共施設用地は、健康の森にふさわしいものとなるよう検討すること。次世代に活気ある地域づくりを担ってもらえるようなものとする。地域に不信感が生まれるようなものとしなないことを確認いたしまして、その合意形成を図ったものでございます。以上が、当初計画の策定から今日までの見直しの経過と概要でございます。

以上をもちまして、説明を終わります。

○健幸・スポーツ課長

それでは資料の説明をさせていただきます。

まず、経済・体育施設に関する調査特別委員会提出資料の差しかえについてというA4版でございます資料でございますが、前回の10月16日に開催されました特別委員会の提出資料のうち、体育館資料2の飯塚市新体育館検討地概算経費比較表におきまして、表中の健康の森公園周辺敷の整備費の土地測量・設計費でございますが、誤りでございます、4237万5千円と表記しておりました。正しくは4273万5千円でございます。お詫びして訂正をさせていただきます。今後このようなミスがないようにいたしますので誠に申しわけございませんでした。

続きまして、前回の委員会において質疑がございまして、回答が十分ではなかったという事項にいたしまして5点ございましたので、その事項について説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、体育館等整備検討委員会において、移転建てかえに事務局が誘導をしたのではないかというご質問に対しましては、検討委員会の中で、まず大規模改修の場合、建てかえの場合の費用とともに、メリット、デメリットの説明を行いまして、各委員がおのおのご意見、ご質問されましたが、その中で市の考え方、意見を求められましたので、その際、耐震基準を充足していないこと、次に、駐車場が不足の問題、次に、改修期間中の代替施設の確保の問題、続いて、耐震補強及び大規模改修が求められているが、耐震補強、大規模改修を行っても、躯体の寿命には限界があること、次に最

後でございますが、建てかえは一時的な支出が大きい、長期的に見ると改修よりコストが抑えられることなどを説明した上で、耐震補強、大規模改修を行っても、全ての問題には解決には至らないことから、建てかえのほうが効率的である旨はお答えしておりますが、最終的には、現地を確認していただき、検討委員会の合意として、建てかえが望ましいとの結論に至ったものでございます。

2点目ですが、検討委員会において、防災倉庫について議論がなされたのかというご質問につきましては、体育館整備につきましては、避難所としての機能の整備が求められる中、検討委員会において、防災倉庫の整備された先例地の事例を紹介いたしまして、答申書において明記した上で確認をいただいておりますが、具体的な論議には至っておりません。

3点目ですが、耐震診断の結果を待って判断してはいかかがとのご意見をいただきました。これにつきましては、耐震診断の結果は、平成30年の3月になります。スケジュール等の質問で答弁しておりますとおり、体育館建設における財源が、現段階では公共施設等適正管理推進事業債しか見込めない中、その活用期限を考えたとき、平成30年度から設計に着手しなければなりません。スムーズに行つてのスケジュールでございまして、非常に厳しい期限の中、耐震診断の結果を待って検討しては、財源の充当ができないこととなることから、そのスケジュールのもと、耐震診断と並行して、移転建てかえの方向で事務を進めております。

4点目ですが、耐震診断結果を受けて、市民の意見を十分に聞けばどうかとのご意見をいただきました。確かに耐震診断の時期を失っていたことは反省しております。耐震診断と並行して移転建てかえの方向で予算措置等の事務を進めておりますが、事務を進める中で、早い時期に基本計画案を示したいと考えております。体育館等施設整備検討委員会において、市民、関係者の意見をお聞きし、答申をいただいておりますが、今後の市民意見の聴取につきましては、その計画を示した中で、機会を設定する考えております。

5つ目ですが、飯塚地区の避難所がなくなることへの協議と確認につきましては、飯塚地区においては、災害初期段階において開設する避難所として、中央公民館、片島小学校、飯塚公民館を指定し、状況により被害が大きくなった場合は、地震にあつては、飯塚小学校、コスモスコモンに、また風水害にあつては、さらに第1体育館に広げていくこととしております。第1体育館にあつては、施設の耐震性の問題から、風水害時のみの避難施設としておりますので、代替施設の検討も必要と考えております。先例市の中央体育館については、大規模災害時の全域的な避難施設、またそのための物資備蓄施設としての機能を有していることが多く、今後の体育館整備にあつては、その視点で整備をする必要があると考えております。飯塚地区の方々にとっては、避難所としての体育館、また、近くの体育施設がなくなることへの心配があると思っておりますので、地域の方々へは、今後、十分な説明が必要と考えております。

次に、体育館資料3及び体育館資料4でございます。お手元に配付しておりますとおり平成29年11月2日付で、幸袋地区自治会長会会長から飯塚市体育館の建設について、また、平成29年11月6日付で、鯉田地区自治会長会の各自治会会長連名で、新体育館建設に関する要望書がそれぞれ飯塚市長あてに提出がありましたので、その写しを提出させていただいております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

資料に対する質疑だけじゃないんですが、体育館建設に関する質問をさせていただきます。

候補地となっております鯉田市民公園の部分でございますが、前回もお尋ねいたしました。執行部に再度尋ねますが、そもそもオートレース場というのは、公営とはいえ、あくまでもギャンブルと私は理解しておりますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

はい。今、委員言われますように、飯塚オートにつきましては公営ギャンブルという位置づけになっております。

○古本委員

私もそのとおり理解をいたしております。そういう中で、この公営競技とはいえ、これはあくまでも、しょせんギャンブルであると思っております。何度も同じ質疑のようではありますが、そのギャンブル場に隣接した場所に体育館を建設する道義的責任を問われた場合、執行部はどのように説明をなさるのか、明確な答弁をもう一度よろしくお願いします。

○健幸・スポーツ課長

これは前回もお答えさせていただいたかと思えますけども、オートレース場に隣接した場所に体育館を建設することに問題はないかという課題につきましては、小型自動車競走法の設置基準にあるその位置、文教上または保健衛生上著しい支障を来すおそれがない場所であることとされておりますが、法的には問題はないと考えております。

前回も申し上げました、他のオートレース場においても、隣接した形で学校等の文教施設があり、著しい支障があるかどうかの判断は、設置者において判断するものと考えております。

○古本委員

先に開催されました委員会では、鯉田となれば、レース場前の道路を通路として使用させるとの答弁でありました。その途中には、レース選手ののぼり旗や宣伝用の大型看板がありますが、その前を通る案内をするのか、またこれも再度お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

現在、鯉田オートレース場には4つの方向から来るルートがございます。ただ、今のまま、現在もし仮に——。(発言するものあり) はい、通っております。

○古本委員

これ先ほども答弁されましたが、競走場等の設置につきましては、文教上、保健衛生上著しい支障を来すことがないようにと、競争法では表記してあると、そのとおりだと考えますが、のぼり旗、大型看板、オートバイの大騒音をもって、果たして、青少年の教育上問題ないのか疑問に思います。どう考えられますか、その辺のところ。

○健幸・スポーツ課長

先ほどの答弁と重複するところがあるかとは思いますが、他のオートレース場等においても、隣接した形で文教施設もございますし、その著しい支障があるかどうかの判断は、設置者において判断されるべきだと思って考えております。

○古本委員

ということは、設置者は問題ないと、何ら問題ないという見解ですか。

○健幸・スポーツ課長

現在そのように考えております。

○古本委員

ほかにですよ。建設の候補地がない場合、そういう理由があれば、レース場横もやむを得ないと、これは、そういう考えかも知れません。いや、それでも私は避けるべきと考えております。飯塚市の場合にそのような事情は存在しない。ほかに建設可能な適地があるので、ギャンブル場への隣接は避けるべきと私は考えます。再度いかがですか。

○市民協働部長

レース場が併設される、鯉田のほうになった場合のケースでございますけれども、そういった心配をいろいろご質問いただいておりますけれども、現状もああいった形で陸上競技場、市民広場がある中で動いておりますし、今のところ著しい支障はないというような判断のもとで、先ほど課長が答弁いたしました。現状も踏まえた中で、体育館という話になりまして支障がないというふうには考えておりますけれども、そういったところを総合的に判断した上で、今現在2カ所に選定を絞っておりますけれども、そこ辺のところも含めまして1カ所に特定をしていきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○古本委員

同じようなやりとりになっておりますが、ほかのレース場には付近に学校や医療機関が存在すると、最もその辺のところを強調されましたが、私はそういうことではないと考えます。ほかに場所がない都会の中と、本市のように適地があるところとは違うと思います。行政としての立つ位置、これは少しでも曇りのあるところに対してわざわざ教育上懸念されるおそれがあるところに、文教施設である体育館を設置することではないと私は再度指摘をさせていただきます。

次の質問に移ります。これもさきの委員会で同僚議員から要望が出ていました。新体育館は、県大会が誘致できるような規模を考えてほしいとのことでありました。県大会の誘致があるとして、青少年の大会を、レース場横、ギャンブル場の横で開催することについて、行政、執行機関という立場からどのように考えられるのか、答弁をお願いします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございません。先ほどの答弁と、また重複することかと思っておりますけれども、文教上、保健衛生上、著しい支障を来すおそれがある場所ではないというふうに考えておりますので、レース場の横に仮に体育館をつくるということがありまして、今のところ支障がないのではないかと考えております。

○古本委員

著しい支障がないと。著しい支障がないのに、オートバイに消音機をつけたりして、何で音を消すんですか。ありようじゃないですか。赤ちゃんも寝れませんよ。病気の人も迷惑かかってますよ。それが著しい支障がないと、あなた断言できるんですか。できるんですか。どうぞ意見言って。

○市民協働部長

繰り返しの答弁になりますけれども、確かに、そういったギャンブル施設がないところが一番ベストでしょうけれども、今現状で2カ所という形で絞った中で比較をさせていただいております。確かに音の問題がございますので、法律上そういった施設を設置する場合は、先に保健施設、文教施設がある場合に、後で競争場等を設置する場合はそういった規定がございますけれども、逆の方面、逆から見た法規制というのがないという状況ですので、設置者においてそのところ判断すべきというふうに思っております。確かに音の問題はございますけれども、現状もああいった形で公園の中に体育施設を設けた中でスポーツの振興を図っておりますので、今2カ所になっておりますけれども、目尾地域とこの鯉田地域と双方のメリット、デメリットを比較した中で1カ所に絞りたいと考えておりますので、質問者の質

問に対しての回答として十分かどうかわかりかねますけれども、そのところを判断した上で絞りたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

○古本委員

私が言いたいのは、そういう懸案事項、これは設置した後に考えるんじゃなくて、設置する前ですよ。わざわざそこにつけて後で何で懸案事項つくって考えるんですか。じゃないでしょう。顔がよく見えないうんですけれどね。そこをお聞きしよるんですよ。鯉田地区の人はこの音で昔から悩まされてたんですよ。この前のときは、開催日の混雑のこともいろいろ言われてました。それは大分、こういうこと言っちゃいけないんですけどね、お客さんが少なくなって解消されておりますが。音はずっとしますよね。それで、今ミッドナイトは消音マフラーつけましたでしょう。何でつけたんですかね。問題ないならつけないうでしょう。夜は音を出したらいけないからですか。じゃないでしょう。そういう懸案事項わざわざあるのに、何でここにつくらなきゃいけないかということをお聞きしよる。ほかになければ別ですよ。思いませんか。言い方がちょっときついかもわかりませんが、まだほかのこともありますよ、ありますが、ただ、今言われる部分の保健衛生上支障がないと言われるから、ありますがと言えば私そこまで詰りませんけどね。ありますでしょう。そういうことでしょうが、衛生上。精神的に。皆さんが感じるわけですから。そうですね。どうですか。

○市民協働部長

まず、繰り返しになりますけれども、確かに音の問題は気になるところでございますけれども、そういったリスクがあるということを踏まえた上で判断をさせていただきたいと思っております。

○古本委員

答弁になってません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

午前中の審議の中で、オートレースの施設そのものについての周辺の方々にご迷惑をかけてないかというような案件とあわせて、法でいう周辺環境によろしくないというような意見の中の答弁になりますけれども、確かにオートレース場があるというリスクはあるというふうに判断しておりますし、地域の方々にも迷惑をかけているという判断をいたしております。そういった中で、それを踏まえた上でメリット、デメリットを比較した上で、ここで言います著しい支障を来しているかどうかも含めたところで判断をさせていただきたいと思っておりますので、繰り返しの答弁になりますけれども現在のところそういう答弁でご理解いただきたいと思います。

○古本委員

今のちょっと答弁よくわからなかったんですが、著しい、言われたのは著しいそういう迷惑施設、支障があるということで判断していいんですか。言われたの。してないという意味ですか。どちらですか。

○市民協働部長

周辺の方々にはご迷惑をかけておるんでしょうし、リスクはあるという判断はいたしております。ただ著しい支障があるかという判断につきましては、はっきりした指標を持っておるわけじゃございませんので、そのところを含めた上で判断をさせていただき、選考する上での判断の一つの指標と考えて

おりますので、この場で著しい支障があるかどうかというのは答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

○古本委員

今答弁された内容ですけどね、昔と言ったらいけないんですが、今、オートレース場が疲弊して、それと地域住民、周りの住民、人たちが慣れてきたのかどうか分かりませんが、当初10年、20年、そのあたりの中では発走のときにバアッと音がしますね。あれで子どもが引きつるとかいろんな苦情があったんですよ。昼間からでも、さっき違う意見が休憩中に出てましたけれども、夜は寝る時間だからマフラーをつける。仕事は夜だけしよるわけではないんですよ。昼間もしてるんです。2番方の人、3番方の人もいるんですよ。病気の人もあるんですよ。どういう判断で今、部長が言われてるのか。著しい支障があるのかないのか、そこ教えてください。

○市民協働部長

著しいという判断が、正式な指標を持つわけではございませんので、著しい障害があるかどうかというのは人それぞれ違うと思いますし、それを判断するのは、ちょっと答弁、この場で答弁は差し控えたいと思っております。

○古本委員

堂々めぐりでやってますけど、著しい支障があるから、消音マフラーつけたんでしょうが。そうせな開催ができんわけでしょ。そうでしょ。著しい支障があるわけじゃないですか。何のために消音マフラーつけたんですか。私はさっきへ理屈で言ってきましたけど、昼間の話、夜の話もしましたけれどもね、比率的に夜寝る人が多いんですよ。それを解消しようと思って消音マフラーをつけたんでしょう。それで開催してますよね。音がうるさいから、スタートバアーンと切ったときにあの大きな音で子どもが引きつけるって本当のことなんです。年寄りもいるんですよ。子どもも寝てるんです、昼間から。だから行政として、ここに建てる気が少しでもあるんでしたら、その辺のところの解消をきちっと方策を考えてくださいと言ってるんですよ。そうせな、ここを候補地として選定することできんでしょ。違いますか。

○市民協働部長

質問者のご質問に対する、意に沿う答弁というのはなかなかかなりかねますけども、確かにリスク、支障はあるというふうには音は感じております。ただ、体育施設を建てる上で、それが著しい障害になるかどうかという判断は、また別の判断かと思っておりますので、そこ辺の判断をした上で、候補地を絞るといふ形になるかと思っております。この場で私の意見として、著しい支障があるかどうかという答弁につきましてはちょっと差し控えさせていただきます。

○古本委員

繰り返し繰り返し、なかなか先に進まないんですが、体育施設を建てるときにそういう著しい支障があるかどうか分からない。付近の住民と体育施設をどう違うんですか。距離ですか。うちの場で聞こえてきますよ、幸袋まで。あれは隣接してるんですよ、土地が。付近住民に支障を来すんでしたら、体育施設にも支障来すでしょ。言いにくいでしょうけど、私そういうこと聞きよるんですよ。違いますか。付近住民とそういう判断でするならば、愛宕団地とか立岩とか、栗尾ですか。鯉田地区の人たち。そこじゃないんですよ、隣にあるんですよ。建てるんでしたらね。今その話をあなたとしてるんじゃないですか。著しいことがあると言っという、付近住民にあると言っという、体育施設にあるかどうか分からない。全然理屈があわないじゃないですか。かみ合っていないでしょ。どうぞ。

○市民協働部長

申しわけございません。法で規定する、先に文教施設等がある場合の競走場の設置について著しい支障がある場合の判断をした上で許可がおりるものと考えます。逆の場合は、先ほど課長が答弁しましたように、現行の競走場がある中で文教施設等を建てる場合につきましては設置者がある程度の判断をした上であるものという、後か先かの問題ですけれども、そのところが求められているがゆえに、一方で法の基準があり、一方でないものと判断しております。

言われるように、レース場があることで周辺的生活されてある方にある程度のご迷惑をかけていることは認識をいたしております。そこに体育施設をつくるということにつきましては、同じことの答弁となりますけれども、確かにリスクじゃございますけれども、日ごろそこで日常的に生活されている他施設とまた違った施設でございますので、それが著しい支障に当たるかどうか、そのところを判断した上でどちらの、鯉田がいいのか目尾がいいのか、双方のメリット、デメリットを比較して判断をしたいと思っておりますので、質問者の言われる、意に沿う答弁になっておりませんが、今のところそういった状況ですので、私の個人的な意見、そこで著しい支障に当たるかどうかという、マルかカケかという答弁はいたしかねますので、ご理解をお願いします。

○古本委員

という、みなさんお聞きのとおりでございますので、とりあえずそこは保留しておきます。先に進めさせていただきます。

目尾地区につきましては、大規模な造成工事は必要ないと考えますが、鯉田ならば観客スタンドの解体等が必要になる。正確な建築費以外の造成工事等に係る経費比較を示してほしいんですが、今わかりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

前回、10月16日の体育館資料2の中で比較させていただいております。本日、訂正のおわびの文書、新たな比較表をつけさせていただいた分ですけれども、造成でいいますと、整備費の中、これ、健康の森公園敷の横、右側に健幸スポーツ広場敷というのがございますが、その中では、測量設計、そして造成を合わせまして、3億9116万6千円と記載させていただいております。ちなみに健康の森公園周辺敷でございましたら、合わせまして3億4366万8千円と比較させていただいております。

○古本委員

なぜ私がここお聞きしてるかっていうのは、鯉田の場合に、アクセス道路、浦田駅からの、それと既設の建物の解体、それ以外には、例えば、例えばですが、私がこの前指摘させていただきました別のルートへの進入路とか、そういう部分はどうなんですか。考えられてない。

○健幸・スポーツ課長

これも前回の説明の中で、資料説明の中で答弁をさせていただいておりますが、まず、鯉田市民公園健幸スポーツ広場につきましては、インフラ整備の中で、JR浦田駅からの歩道整備、これにつきましては、現在のところ3870万円程度費用がかかるのではということであらわさせていただいております。それから、はい。以上でございます。(発言するものあり)申しわけございません。前回出させていただいた資料以外については、現状のところは考えてはおりません。現在の分で既存のもので行けるといって考えております。

○古本委員

ということは、新たな道路は整備しないと。そういうことですか。そういうことですね、そういうことでいいんですね。

○健幸・スポーツ課長

はい。そのとおりでございます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:14

再 開 13:17

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

先ほどと重複するかもしれませんが、10月16日に提出しました体育館資料の中で、アクセス道路につきましては、基本、既存道路で原則対応というような形で答弁をさせていただいております。

○古本委員

確認だけ、最終確認だけさせてもらいます。住民にそれはきちっと約束できますよね。そこだけ。

○健幸・スポーツ課長

はい。今、委員言われるとおりでございます。

○古本委員

続いて質問させていただきます。きょういただきました振興計画じゃないか、先だっただきました目尾振興計画の資料、それから、まあ若干、平成6年に出ております幸袋地区町内会長からの要望書、その辺のところを質問させていただきます。この目尾地域振興基本計画が策定されたのが、平成9年3月とありますが、計画策定に当たり、策定協議会が、平成7年と平成8年に何度か開催されております。委員構成を見ますと近大2名、近短1名、市議2名、実際は3名の記名があります。また地元代表者の3名の自治会長その他3名、このその他3名はどなたかわかりません。地元の恐らく、どなたかでしょう。そして、飯塚市職員から3部長となっておりますが、記名は4名あります。この方々が、基本計画策定にお骨折りをいただき、平成9年3月に目尾地域振興計画が策定されました。

平成9年当初計画によりますと、西部地域にはスポーツ施設や健康医療福祉施設等を整備し、西部地域の事業費は約144億円を予定してあります。この事業のうち、実際に約束どおり実現したのはどの程度であったのか、事業費で示していただけますか。それと、東部地域については事業費の記載がありません。東部地域の計画を実行したならば、どの程度の事業費を必要としたのか、概算で構いません。以上2点についてお尋ねをいたします。

○地域政策課長

1点目の総事業費144億円に対します事業実績でございますけれども、平成18年時のときまでに、約69億1500万円の事業をしております。それから、そのあと約4億900万円ほどやっておりますので、事業費ベースとしましては73億円程度の事業をしております。ただ、これにつきましては、あくまでも例えばプールをつくったりだとか、そういった目に見える形といいますか、のものでございまして、それ以外に例えば――。(発言するものあり) はい、一応そういう状況になっております。

それから、東部地域につきましては、基本的に事業としては実施いたしておりません。

それから、メンバーにつきましては、学識経験者が、会長、近畿大学九州工学部の助教授、それから教授、副会長ですね。それから委員としまして大学の教授、そして議員が3名入っておられます。これは任期の関係で途中で入れ替わってしまして2名でございます。それから――。(発言するものあり)

○古本委員

東部地区は、なぜ行われてないんでしょうか。計画は最後までありましたよね。

○地域政策課長

平成9年3月の時点では、東部地域につきましては基本方針ということで、具体的な計画の策定には至っておりません。考え方として、例えば、今後については検討事項や諸問題が山積みしているとか、諸問題の解決と基本計画の策定が必要である。勝野専用線問題の早期解決が必要というふうなことで、いろいろ検討事項はされておりますけど具体的にじゃあどれをどうしていこうっていうところまでは、至っておりませんでしたので、その後の見直しの中におきましても、東部地域につきましては具体的な整備方針というのは示されずに来ております。ということで事業の着手に至っておりません。

○古本委員

勝野線の裁判はもうだいぶ先に終わりましたよね。飯塚勝訴で終わりましたよね。線路敷ももう片づけてありますが、あそこはその障害のために新駅がつかれなかったんですよ。それから、目尾振興計画の中で東部地域には、今のプールのほう、あの辺のところから一本幹線道路を新設する案やら、いろいろありましたよね。だから障害になっていたのは、今、勝野さんの問題じゃないかなと思いますから、やる気がなかったんでしょ、一貫して。最初から最後まで動いてないですよ、これ。計画だけあって記載がありません。ありません。絵に描いた餅です。しかしながら、これをすると100億、200億円じゃ足りないぐらいの事業費になったんじゃないかなと。その答えが欲しかったんですよ。どのぐらい想定してたんですかというのを。どうですか。

○地域政策課長

申しわけございません。今言われるとおり、委員言われるとおり、事業費としての積算等全然できておりません。そういったことから着手にはなかなか至ってなかったという状況でございます。

○古本委員

当初の基本計画では、スポーツ・レクリエーションゾーンについては、鯉田の市民公園と二極化して、目尾には野球場、多目的グラウンド、プールを配置、鯉田の市民公園は現状で改修、改築するとあります。この平成9年の目尾振興基本計画にありますスポーツ施設に関する市の考え方は、現在も変わりませんか。

○地域政策課長

平成9年の当初計画から、もともと地域住民の方にすれば、平成9年の計画をやはり遂行してほしいというのは強い気持ちであったであろうと思いますけれども、それまで4回の見直しを実施してきております。それは、地域住民の方々の代表の方といろいろ飯塚市の財政的な状況もご説明させていただきながらご理解をいただき、現在に至っております。我々といましては平成25年、最終、第4回目の見直しをしたものが、今現在の目尾地域の振興計画を推進する上で、基礎となるものというふうにご覧いただいているところでございます。

○古本委員

平成9年の目尾地域振興基本計画策定以降、何度か見直しがありました。それ今答弁されたことだと思います。この目尾地域振興計画の見直しの都度、目尾地区の住民は、当初示された振興策を幾つも諦めてきました。現在の振興計画は、平成25年12月27日に、振興基本計画検討委員会答申を受け、見直しされたものが、これ最後ですか、これ以降検討や協議はなされていないのかお尋ねいたします。

○地域政策課長

いろいろな細かい部分で、地域の方と、自治会長さんやまちづくり協議会の皆さんとの打ち合わせはさせていただいておりますけど、計画そのものは平成25年に見直されたものが最後で、これに基づいて、まちづくり協議会の中で協議をしていくと、いろんなことについて協議をしていくということになっておりますので、細かな事業については、逐次協議をさせていただいているところでございます。

○古本委員

いつどこで何回ぐらい、どのようにされたんですか。議事録的なものは出されますか。

○地域政策課長

目尾地域振興計画を見直すための協議ではございませんので、議事録等とはっておりません。ただ、まちづくり協議会の中や自治会長会の中に担当係長が出席をいたしまして、地元の見解がどういったものがあるのかというのをお聞かせしていただいたりしながら、しておりまして、例えば今年度でいきますと、旧目尾小学校跡地の利活用の問題について、いろいろ協議をさせていただき、今後、基本設計を進めていくというふうなことで予算を計上させていただいている状況もございますので、そういった形で予算に反映をさせていただき、各種事業に取り組んでいるところでございますが、今委員申されるような具体的な協議の事績については持ちあわせてございません。

○古本委員

本当に行われているのかどうか私もよくわかりません。証拠はないわけですからね。25年以降、実際には、言われる目尾小学校の跡地の部分とかはあるんだろうと思いますが、東部地区を含めた、もとの全然手をつけてない部分とか、そういうことをされてないでしょうが。私そこを言いよるんですよ。最終的な落としどころの集約された部分、目尾小学校に云々とか体育館をどうのとかいうのは、もう最後示してあるとおりにされたんだろうと思いますが、そのほかの部分に対してはないでしょう。でもこれ、振興計画は廃止されてないわけでしょうが。そこをしたのかどうかお聞きしよるんです。

○地域政策課長

今委員ご指摘のとおり、一部につきましては、地元と協議を進めさせていただいている部分もございますが、東部地域につきましては、現時点では進捗してはおりません。

○古本委員

平成25年の目尾地域振興基本計画検討委員会答申によりますと、主な提案要望として、6番目ですか、第10回の検討委員会会議録いただきました。この中の6番目で、スポーツ施設整備または移転計画時の候補地とすることが述べられていることとあわせ、9番目で、未整備用地、公共施設用地の利活用を検討する場合の検討委員会の開催が求められてあります。平成9年の振興計画においても、先日、わざわざ地域政策課長が述べられたように、体育館は建てかえ時に健康の森または鯉田地区のいずれかに移転することを検討するとある。体育館施設について、財政的にも大丈夫だと言われて建設を決めているのであれば、既に目尾地域振興基本計画検討委員会を開催し、目尾地域の方々の意見を聞くべきじゃないのか、その辺のところもお聞きになったのかどうかお尋ねいたします。

○地域政策課長

地域政策課といたしましては、体育館の建設場所について目尾地域の皆様と協議したことはございません。

○古本委員

じゃあ約束違反じゃないですか。何でしてないんですか。あなた、前々回か何かのとき、しっかり説明されてましたよ。するべきと書いてあるじゃないですか。肝心なことしてないじゃないですか。違いますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:33

再 開 13:58

委員会を再開いたします。

○地域政策課長

先ほど委員ご指摘のとおり、地域政策課といたしましては、幸袋まちづくり協議会と体育館の候補地等につきまして、具体的に協議をしたことはございません。

○古本委員

ここの記述のような約束は守られてないわけですが、委員会が細々となって、無視しておられる。そういうことじゃないですよ。確認だけしておきます。

○地域政策課長

決してそういうことはございません。しっかり地元の意見を受けとめて、地域政策課としては、事業を進めていきたいというふうに思っております。

○古本委員

目尾地域振興基本計画は市の財政的理由によりまして、一方的に地域の人々が引くことで、これまで大幅な減少という形で見直しが行われてきました。今回の体育館新設については、財政の問題で、目尾にはつくりたくないじゃなく、体育館建設の方針を決定した以上、縮小か見直しを押しつけてきた目尾振興計画検討委員会で検討すべきことではないかと思えます。候補地とするだけでよしとしているのではありませんか。どうなんですか。

○市民協働部長

先ほど地域政策課長が答弁しましたように、平成25年の答申の中で、地域の協議会等を設定した上で協議の場を設けるような提案がっております。残念ながら今まではそういった状況の中で、平成28年に策定しました検討委員会の中には地域の方々に入っていた中で候補地を選定いたしておりますけれども、言われるような形での地域との協議の場を設けておりません。そういった中で、先日、きょう説明させていただいたような要望書が出ております。お見えになった折に私のほうで対応させていただいておりますけれども、現状について報告をさせていただいております。今後、選考する状況、選定をする中で、今の段階では2候補地を挙げておりますけれども、最終的にはこれ1つの箇所特定する必要性がございますけれども、今までの状況を報告させていただいておりますが、特定という話になりますと、そこ辺の事情というのは改めて地域の方々に説明する機会は設ける必要があるというふうに考えております。

○古本委員

いつやられるんですか。今ここで体育館建設の議論をやってるんですよ。そのあとですか。いつです。それで、具体的にいつごろ予定される。

○市民協働部長

今までの経過につきましては、先にお見えになった折に、候補が最初5つあったものを2カ所に絞った中で議員の方々の意見を聞きながら、メリット、デメリットを比較しておりますというような説明をさせていただいております。今説明する状況は同様のことでございます。1つの箇所特定しました折には、そこ辺の事情というのを説明したいというふうに考えておりますので、最終的には、執行部として候補地を絞った上で説明する機会を設けたいというふうに考えております。

○古本委員

ちょっと違うような気がするんです、その時期が。決定して話をするとか、何か違うような気がしますがね。

目尾の振興計画は、計画途中で頓挫したことはこれ事実であります。この状況を考えれば、新体育館

建設を実施するに当たりまして、まずもって目尾地域住民が体育館建設に関してどのような考えを持っているのか確認する必要があると思います。それは、候補地が決まってからとかじゃなくて、本当は全然検討する前ですよ。どうですか。

○市民協働部長

質問委員言われますとおり、平成25年の12月の答申書の中には、候補とする場合の状況でも検討委員会を設ける旨の要望がされておりますので、言われるように、早い段階からそういった機会を設けるべき、地元の協議の形の中ではそういった趣旨ですので、設けるに越したことがなかったんですけども、なかなかそういう候補地がまだ5つの段階でそういったところには至っておりません。言われるように、それに越したことはなかったんですけども、機会が得られないで現状に至っております。そういった現状につきましては、先日要望書を提出された折に説明はさせていただいた上で、地域の方々のご意見、今質問委員言われますように、目尾振興計画そのものの理念というのをよく理解していただきたいという要望は複数のお見えになった方々からお聞きしております。ですので、言われるように早い段階から設けるべき状況でございましたけども、今の段階となつては2カ所に絞っておりますというような説明はさせていただいておりますので、ある程度方向が特定しましたら、もう今の段階としては特定した後に結果的にこういう具合になりましたという説明しかタイミングがないのではないかとこのように考えております。

○古本委員

何か、答弁をお聞かせ願っている間は、どうもかみ合っていないんじゃないかなと思います。私は、協議をする时期的なもの、これ候補地が2つ決まっていますとか、決まるとかその以前の問題があるんじゃないですか。大紛争が起こった目尾をいさめるために見返りとして目尾振興計画をつくったんですよ。迷惑施設3つあるんですよ。あなた方、自分の住んでる地域、住居地にそういうのを受け入れられます。そういう話をしよるんですよ。もういらんことですが、私はこれ今、鎮西地区に学校建ってますよね。火葬場の前に。あれができるときは大反対やったんですよ。なんで火葬場の前につくるかと。学校作ったら不謹慎、そういう方向で考えてました。でも冷静になって考えたら、それだけあそこに火葬場ができることで、住民の人たちが、地元住民の人たちが、負の遺産を抱えて苦労されてるんです、やっぱり。自分たちの土地の価値、いろんなものもやっぱり下がるわけですからね。そういうことを考えたときには、地元の人たちがそこについていう、この考えの中で、そんなこと言ったらいかんなど。それぐらいやっぱりああいう負の遺産、迷惑施設は大きなものでしょうが。本当は負の遺産は住民全体で応分の負担をからわれないけないんです。そう思いませんか。だから時期が違いますよ。

続けて言います。そういうことで、例えば目尾地域の住民から新体育館について目尾地区に建設してほしい、そういう要望があれば、どうしますか。

○市民協働部長

今言われますように、きょうお出ししておりますとおり、地域の自治会の会長の方々の連名で要望書が出ております。そういうところ、地域の方々はそのような思いがある旨を十分承知した上で判断をいたしたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○古本委員

目尾振興計画が実施されてこそ、当該地域では、市は環境対策が可能と考えます。厳しい指摘ではございますが、振興計画がその目的を達していないのなら、本来、クリーンセンターの稼働もできないんじゃないかと思いますが、その辺のところはどう考えてあります。

○地域政策課長

確かに委員言われますように、目尾地域におかれましては、負の遺産を3つ抱えてという苦しい状況を強いてきたという事実はございます。そうした中で、地域の要望を一つ一つ受けとめながら、地域政策課といたしましては、市としましては事業を推進してきた、十分ではございませんけれども推進している立場でございます。そうした中、ことしの10月6日の日に幸袋防災交流センターの建設についての要望書が出ております。これも目尾地区への交流センター建設ということで要望が上がっているところでございます。こういったものを受けまして、今後、まちづくり協議会とこの部も含めまして協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。そういったことで、全て地域の要望をかなえることは難しいかもしれませんが、一つ一つ真摯に受けとめて対応していきたいというふうに考えております。

○古本委員

今、答弁されました。全て地域の要望をかなえることはできない。こう言われましたよね。確認します。

○地域政策課長

かなえることできないという断言でございません。かなえることはできないかもしれませんが、我々としては真摯に地域のために取り組んでいきたいという気持ちでございます。

○古本委員

かも、一緒ですよ。これ約束は稼働するときの約束ですよ、迷惑施設の。でも、何回か見直されたでしょ。でも、通常で考えるならばおかしな話ですよ。行政が紛争地の、紛争をとめるため、もしくは迷惑施設を建てるために、稼働させるために、この振興計画つくったんでしょうが。そういうことで、答弁をいただきましたんですが、目尾地域振興計画はもともと稼働するときの、これ条件だったと考えます。目尾地区の人たちを財政的な理由をもって、こんなこと言うたら失礼かもわかりませんが、泣き落とし的に何回も見直しをして、最後は、ない袖は振れない、申しわけないと言いながら、反対向いて舌出してるようなもんじゃないですか、今の答弁は。これはあまりにもむごい、失礼きわまる卑劣な行為だと私は思います。財政的理由で説得したのであれば、これはほかのところで建てかえは絶対にできないと思いますが、どうですか。

○市民協働部長

地域の方々にいろいろご迷惑をかけていることは重々承知いたしております。要望書も出てきておりますし、今までの状況については説明をさせていただいております。目尾振興計画があるという、一つの大きな問題があるということを理解した上で、どうするかというのを判断する必要があるというふうに思っております。

○古本委員

目尾振興計画は市の財政事情により、約束を守らなかった。守れなかったのか守らなかったのか。しかし、今回は体育館建設という計画がまさに実施されようとしております。その状況におきまして、地域の声は、無視するようなことは、これはないと思いますが、いかがでしょうか。

○市民協働部長

言われるように、答弁繰り返しになりますけれども目尾振興計画の理念というのは最終答申の中でも明記されております。先日も自治会長会の方々がお見えになって、過去の経緯を述べられた上での建設に関する要望書が出ております。繰り返しになりますけれども、そういった計画並びに地域の意見も含めて判断をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○古本委員

私が聞いたのは無視するのかもしれないのかって聞いたんです。どうぞ。

○市民協働部長

無視はいたしません。

○古本委員

無視しないということは採用するんですか、地域の声を。

○市民協働部長

無視はいたしません。その中で意見として、それを踏まえた上で判断させていただきたいというふう
に考えております。

○古本委員

次に行きます。目尾振興計画は地域の浮揚発展のための計画であったと記憶している。多くの人が集
う新体育館が建設されれば、まさに、その地域の浮揚発展に寄与すると考えるが、どう考えてありませ
るか。

○市民協働部長

目尾地域に体育館が建てば、この25年度の答申にありますように地域の活性化には寄与するものと
いうふうに思います。

○古本委員

これは目尾地域にじゃないんですよ。目尾地域でも鯉田地域でも寄与すると。当然の話ですよ。そ
の地域発展、浮揚をさせるために、目尾に事業を計画し、負の遺産の見返りとしたのが振興計画の基本
的な考えだったと思います。

次に、鯉田に体育館を建設すれば、現在、市民公園を利用している方々を、代替施設に案内すること
になりますが、利用者が喜んで移転するとは思いません。本来ならば、今のまま使用したいと考えてい
る人もいるんじゃないかと思えます。目尾地域の土地は現在使われておらず、既存施設をつぶす必要が
ありません。そのため、施設代替等の調整は必要がない。屋外の運動施設は維持していくべきと考える
が、その辺のところはどう考えてありますか。

○健幸・スポーツ課長

健幸スポーツ広場敷利用者については、前回と重複するところがあると思いますが、今後、スポーツ
競技団体がございますので、その競技団体等と調整を行いながら、利用可能な施設を検討させていただ
きたいと考えております。

○古本委員

この代替施設を準備するために、例えばAの体育館なり運動施設を使う、Bのところ使うとか、いろ
んなところがあると思えます。そのときには、やはりそこ、駐車場が必要とか、今の施設に手を入れな
ければいけないとか、いろんなことが出てくると思えますが、この試算とかいうよりも、建設費用の中
に入ってます。普通は入れるでしょう、そういうのも。対比するわけですから。

次にいきます。執行部は建設場所を決定する際に、何が一番の条件と考えておられますか。決定理由
を明確に示してほしいと思えます。抽象的な理由ではなく、しっかりと市民、議会が納得できる理由を
もって決定してほしいと考えております。その辺のところはどうか、お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

新体育館の建設の検討委員会の答申の中にもございました。一人一人の市民が使いやすいような体育
館をつくるというのが一番基本的なものになるのではないかなと考えております。

○古本委員

目尾地区の方々が、また、鯉田地区の方々、そして、議会が納得できない場合は、建てかえを諦めますか。

○市民協働部長

先ほど課長が答弁しましたように、2カ所で今選考、ご意見いただけてますけれども、私も従前から言っておりますように、こちらのほうが全てにおいて優位というような状況ではございません。一方でデメリットがあり、メリットがありますので、総合的に判断した中でどちらがいいのかという判断をさせていただきます。したがって、皆さん、全ての方々がこちらが仕方ないよねというようなところに行き着くのはなかなか難しいかと思っておりますので、ある程度そのところをご説明させていただいた上で、こういう形になると2つに1つしかございませんので、皆さん、全ての方々がご理解いただけるというのはなかなか難しい状況ですので、説明をさせていただいた上で、大半の方々がご理解いただけるほうを選択するという方向になろうかと思っております。今言いますように、片方が全てメリットで完全というわけではございませんので、そういうところをご理解いただきたいと思います。（発言するものあり）

○委員長

ちょっと待って。古本委員、いいですか、今の答弁で。

○坂平委員

今質問もいろいろあつてますし、基本的に執行部の方々にお尋ねしたいのは、今回、体育館のどこにつくるかということいろいろこう話があつてますよね。その中で今、2候補、目尾、鯉田と。基本的に執行部の方々に私は理解していただきたいのは、1市4町合併して、飯塚市の体育館ですよ。これをつくるんだという理念をしっかりと持っていて、ただ、今言うごと目尾地域とか鯉田地域とかということだけじゃなく、飯塚市全体の、飯塚市の体育館だということをしっかりと考えて判断をしていただきたいというふうに私は思います。そのあたり、今ずっと答弁を聞きよくと、ただ目尾か鯉田かで過去の話とかいろいろいろいろな経緯があつてますけども、庁舎をつくる時も一緒ですよ。だからどの場所が一番市民にとっていいのかということを考えて、あのときも振り返ってみると、合併の条件として、穂波地区に新庁舎を建てるときには建てますよという協定書まで結んだんですよ。それでもやっぱり1市4町合併して、どの場所につくったら一番市民にとって利便性がいいかとかいろいろな予算の関係もあつたでしょう。そういうものを全体的に考えて、執行部としてどの場所にするんだということをやっぱり判断してもらって、特別委員会の中でも、その内容を報告していただきたいと、私は思います。そうするとこれ、過去に戻ってね、もうこれ何というか、目尾振興計画、これはもう4回も5回も首長が変わるたびに計画が変わってきとるわけですね。変わった段階のときにやっぱり地域の方々とも内容の打ち合わせをした中で、了承いただけたかどうかというのは私わかりません。ただ了承いただいたから今現在こういうふうな形の中で、一番新しい年度の状況が今の現状だろうと、先ほど執行部が説明されよつた。だから、その前の一番当初、ここにごみ処理施設、クリーンセンターを建設するときの当初の条件闘争、地域との、これが今だに生きとるということじゃなくて、相互に既に何回となく基本計画案が変わってきとるわけですから、その辺りも、執行部もそういったことをきちっと説明をしていただきたいというふうに思います。だから、今現在、最終的に基本計画を今策定されて、答申もあつてます。この中のことをやっぱり今現在、今の段階でとらえるべきだと私は思います。ただそのあたりも含めてね、執行部のほうはしっかりと、飯塚市全体を考えて方向性を見出してほしいと思います。

○古本委員

今、坂平委員さんから私に対する注意かもわかりませんが、述べていただきました。私は繰り返し繰り返しやってるつもりはないんですが、そういうふう聞こえるんでしょうね。それと、今、合併当初の話がありました。庁舎は、私も穂波、当然穂波と思っておりました。しかしながら、あれは5つの協定の中の1つ、要するに、在任特例を外したのは大きな間違いだったと思います。1つ破られて2つ破られて、その辺のところのけじめ的なものが全くなくなってしまう。あのまま在任特例も含めて守っておれば、穂波にできたんだと。私は絶対に穂波と言いますのでね。それだと思います。それと、今この目尾振興計画を繰り返して云々、決まったことだからと言われてましたが、決まったとおりなら私は何も言いません。決めた原因、これが何なのか、もう皆さん方もわかってますとおり、財政的な事情、これでやめてるんです。しかし、今まさに建てようとしてるんです。財政的な事情があったら建てられないんです。そここのところの思いが若干違うと思います。

そういうことで続けさせていただきます。これ、また目尾振興計画に戻させていただきます。私が申し上げていることは、この目尾地域振興基本計画の策定当初、まず平成9年に西部地域と東部地域に基本計画が策定されました。その後、4回の見直しがあり、縮小、中止、そして廃止に近い検討委員会答申が平成25年に出されました。平成17年第1回見直しからは一貫して財政事情の悪化と1市4町の合併等行政を取り巻く環境の変化によりと理由も同じであります。余りにも目尾住民を愚弄したやり方だと思います。そうとは思いませんか。

○地域政策課長

今、委員ご指摘のとおり、住民の皆様からすれば、飯塚市の一方的な財政状況による見直しということで、地域住民の皆様からすれば、そういった受けとめ方をされてもいたし方ないことかというふうに思いますが、市といたしまして、一生懸命、地域の方と協議をさせていただき、一定のご理解をいただいた上で、平成25年の見直しに至ったものというふうに理解しております。今後はこの平成25年の見直しを基礎といたしまして、目尾地域振興計画の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○古本委員

私の言ってることとかみ合っていないじゃないですか。私、それは了解してるんですよ。行政と目尾地域との話の中で決めていったことですから。その中身が違うじゃないですか。契約書の中身が違ったら履行できんでしょう。そういうこと言いよるんです。そうじゃなかったら何度も何度も目尾のことなんか言いませんよ。守ってくださいちゅうこと言いよるんですよ。言いかえてくださいよ。私それを聞きよるんです。何で建てかえするんかって言いよるんです。

○地域政策課長

幸袋まちづくり協議会と協議し、事業の推進を図るというふうなことで、地元と協議をさせていただいておりますので、地元と協議をさせていただきながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

○古本委員

私が話したことは理解してありますよね。今、私が言ってることは。協議してきたこと、見直ししてきたことには私何も言ってないんです。その条件、中身ですよ。何で取りやめたか。さっき総事業費144億円のうちの七十億円って言われたじゃないですか。約半分でしょ。東部地域、何百億円かかかるのがゼロですよ。これは、行政が地元をお願いしたわけでしょうも。ない袖は振れないもんですから。その辺もわかってるんですよ。ない袖は振れないと言いながら、ほかのところ建ててるから、その辺の説明をしていかないとおかしいですよということを言いよるんです。同じことを何回も言いよるみた

いで私も気の毒なんです、そういうことを言ってるんです。わかりますよね。

これまで目尾地域振興計画検討委員会で見直しについて審議してきたと思いますが、これは、委員の人たちにも大変失礼と思います。あなた方が財政事情の悪化と言っておきながら、建設場所の、今、話をしております。もう一度言うておきます。目尾地域振興計画は地元、目尾地区に大変な迷惑をかけるその見返りの事業であり、また行政と地元との取引でもあります。このような重要なことを正当な理由をつけず、結果として約束を不履行にする。このことは、行政としてあるまじき行為であると思います。目尾地域振興計画どおりの約束を果たすことがないのなら、財政事情の悪化というのとおり、あなた方の理由のとおり、現在の場所で大規模改造を伴う耐震工事をやるべきと考えますが、お答えください。

○市民協働部長

耐震改修でというようなご意見、この意見につきましては、そう言われている方もおられますけれども、現状の駐車場の問題、耐震改修した後の利用の延命の期限等々を判断した上で、新たな施設を建設という形で市長が意向を述べております。現段階では、移転新築という形で事業を進めておりますので、今の段階ではあと候補地を絞る段階に来ておりますので、答弁になってるかどうかわかりかねますけれども、財政事情というご質問もありましたけれども、体育館の建設という形になりますと財源的に確固たる財源がございません。そういった中で公共施設等の再編整備計画を立てた上で、最適化債という起債のメニューがあるという、これも一つの要因でございます。このある間に財源を生かして移転建てかえがベターという判断をした上で市長が述べたものでございますので、事務方としてはそういった形で準備を進めておりますし、早い段階で場所も特定した上で明確な計画をお示ししたいというふうに考えております。

○古本委員

私は建てたらいかんとか言っていないんですよ。意見がかみ合わないでしょう。私は建てても、別にそんなこと何も言ってません。もともとは庄内の云々って言うてたんですよ。私、もともと。でも、そこには建てれない。財政的な問題、補助金が云々とかいう話でしょ。候補地が2つに絞られたからそう言うてるんじゃないですか。今まで建てるなとか全然言うてませんよ。財政的な問題で片方を削ったからそれは契約違反じゃないですかって言いよるんです。おかしいでしょう。これ簡単な約束じゃありませんよ。地域を巻き込んだ紛争ですよ。そういうこと言いよるんですよ。

どうしてもかみ合いませんから先に行きます。何度もこれ言うてますが、振興計画は行政が単独で進めた計画ではないんですよ。一方的に行政が計画した清掃工場設置に、設置される当事者である坂目尾地区の方々が反対の意を示し、行政と目尾地域の方々が何度も何度も協議を重ね、その折衷的な折り合いをつけて出されたのが目尾地域振興基本計画と思います。行政として、最後までこの計画の片方の当事者として、誠意を持ってかかわってもらいたいと思いますが、その辺のところ、また同じような答弁かもわかりませんが、どう思われますか。

○地域政策課長

委員ご指摘のとおりだと思います。平成9年3月に基本計画が策定された折には、住民の意見が最大限に市としても受け入れてやっていきたいということで、この基本計画は策定されたものというふうに認識をいたしております。その後、委員が言われますように、市の財政的な状況を理由に、住民の方々に本来の約束から縮小した形で4回の見直しをさせていただいております。当然これにつきましては住民の方々は、十分納得されたどうか、確かにその辺は渋々の部分も多々あったんじゃないかというふうに思いますが、現在、住民の方のご理解を得まして、平成25年の見直しに至っております。これにつきまして、いろんなことをこの見直しの中でも、いろいろな地元からの要望事項が上がっております。

そうしたことを一つ一つ丁寧に、我々といたしましては、住民の方と協議をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますが、それにつきましても先ほど委員がご指摘のとおり、体育館建設については地元と話ができてないじゃないかというふうなご指摘もいただいているところがございますが、そうした部分も反省させていただきながら、今後、一つ一つ丁寧に取り組んでいきたいというふうを考えております。

○古本委員

これ、財政の問題もさることながら、合併の云々とか一緒についてますよね。これ最初に検討されたのは合併する以前ですよ。なんでわかるんですか。合併した後に、その後、当市でものをどういうふうに建ててきましたか。共産党の川上さんから1者指名のことのとかもいっぱい質問されたじゃないですか。それだけ濫立して発注したわけでしょう。そして、財政難、財政難と片方で言われるんです。しかしながら、地元はない袖は振れない、この状況の中で。行政との約束のありながら、自分たちの思いを引っ込めてきたわけじゃないですか。だから何回も何回も言ってしつこいかわかりませんが、これを精査していただかなければ、緩和してもらわなければなかなか引っ込みはつきませんよ。当事者に、反対になって考えてみてください。当事者になって。先ほども言いましたが、やっぱり負の遺産を担うということは、どういうことなのか。そこを利用する人たちはいいですよ、利用するだけですから。他人ごとでしょう。

そこで、これをこの計画、本当に、課長、今答弁されましたが、誠意を持ってやられる本当に最初から100%するつもりでしたか。到底、私はそう思いません。絵に描いた餅を半分ぶら下げて、半分どころか3分の1もしてないでしょうが。そういう中に今の体育館の建設の話が出てきてるんですよ。本当に誠意をもってしよるんやったら、そういう話は絶対に人間としてできませんよ。ものをどこかに建てる話じゃないでしょう。私はそう思いますけどね。

同じようなところばかりで、確かにしつこいかわかりませんが、続けます。振興計画、これは行政側が目尾地域に問題を押しつけたことから発生した事案です。その計画の半分程度で済ませ、東部地区には全く手をつけずどころかは忘れ去られようとしております。東部地区の計画はこれからどうしますか。そこは教えてください。新駅つくりますか。

○地域政策課長

新駅をつくるというお話は、今この時点で即答はいたしかねます。しかしながら、東部地域につきましても、基本方針として、地元と約束した事項がございますので、一つ一つ丁寧に進めていきたいというふうを考えております。

○古本委員

聞きよるのは、東部地区、全然考えてない。少しぐらいなんかこう中身考えながら計画を立ててます。もう、これできてから、振興計画できて20年、もう経過してますよね。もうしないんなら廃止せないかんでしょ、棚上げしたまま。その当時は勝野線の問題で勝野さんとの裁判があったでしょ。あの裁判もう終わったでしょう。障害はないじゃないですか。だから、さっきから言うように、本当に100%やる気があったんですかと言いよるんです。理由づけするのがその勝野さんの問題やったでしょう。でしょ。あなたたちはそのとき、もう行政の中核におられたからとどういうことが起こりよったかわかってあるでしょう。議会の中は3人しかもういらっしゃらないんですよ、当時の議員さん。一生懸命頑張られてたと思いますけどね。本当に100%、その気持ちがあったのか、どう思います。誠意をもって、誠意をもってやりますとか言っても、中身がないじゃないですか。

○委員長

これ、ちょっとこれで、もう前のことですから先に進んじゃらんでしょうか。

○古本委員

だめ、大事なところだから。

○地域政策課長

今委員ご指摘のとおりだと思います。東部地区につきましては、委員ご指摘のとおり、やる気がなかったということではないと思いますけれども、いろんな問題がありまして、やってないというのが事実でございます。そうしたことも、真摯に受けとめまして、これからの事業に一つ一つ丁寧に進めていきたいというふうに思います。

○古本委員

障害が取れてますけれども、やりますか。障害があったわけでしょ。だからできなかった。したくてもできなかった。その事情はわかります。もう勝野さん亡くなって相当なるわけです。私も行きましたから、ここには。別の便で。よくわかっています。障害ないでしょ。計画しますか、今から。します。

○地域政策課長

現時点で私がここで計画を立てるということは即答いたしかねますけれども、基本方針として残っておりますので、これを基に地域の方々と協議をする機会をつくっていきたいというふうに思います。(発言するものあり) 東部地区でございます。東部地区につきましては、委員言われるように、障害がなくなっておりますので、例えば目尾炭鉱の跡地の問題を含め、これから一つ一つ、地元と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。(発言するものあり)

○委員長

できるんですか。暫時休憩します。

休 憩 14:43

再 開 14:54

委員会を再開いたします。

○地域政策課長

失礼いたしました。答弁を訂正させてください。東部地域につきましては、上下水道につきましては一部整備をした部分もございますが、JRの新駅設置等につきましては、現状では非常に厳しいと考えております。

○古本委員

東部はもう一つ道路というのがあったけど、道路も厳しいですか。

○地域政策課長

幹線道路も、新駅と住宅地から国道200号線を結ぶというふうな計画がありましたけれども、これも非常に厳しいと考えております。

○古本委員

計画が頓挫しておりますけれども、事業費の割合というのは、かなり、もう全体から言うと、500としたら七十何億円ぐらいですか、投資額がね。それぐらいで終わってますね。そういう状況の中でね、今度のこともしっかり地元にもう一、回見直しが終わったから、もう既に通り過ぎたからもういいじゃないかと、その空気でしょうが。そして、こういう委員会の中で答弁求めたら立派なことと言われる。そらもう確かに、さすが課長だなと思います。しかしながらね、やっぱり、さっきから言いよるように、地元に戻って考えたときには、そうでしょうが。自分の土地が例えばあそこに、クリーンセンターの横とか下のほうの迷惑施設が2つありますでしょう。あの辺の田んぼやら持っていったって価値は半

分もないんですよ。それだけ地元には負の遺産として存在してるわけなんですよ。それをさっきから話をさせてもらっているんです。答弁求めたら立派なことばかり言われる。難しいやないですか。

そこは一応話を聞きまして、次に、またずっとこれ目尾ばかり続きますけど、答えられるところは答えてください。この目尾地域振興計画は、当初の平成9年に策定された計画では、これまでにかつてない数百億円規模の大事業計画でありました。これほどの清掃工場の建設は行政にとっても、地元にとりましても大きな問題であったと思います。このことを証明しているのが計画における予算規模の大きさだと思われます。迷惑施設を設置する場合、一番に設置される側、つまり地元への配慮、地域の人たちの立場に立って計画を進展させる。当然のことですが、このような考えで間違いはないですか。

○地域政策課長

そのとおりであると考えております。

○古本委員

しかしながら、当然地元は大反対をする。ましてや目尾地域には、既に迷惑施設が2施設あって、清掃工場で3施設となるわけですが、行政はいかにして建設に同意していただくか、知恵を絞り、誠心誠意、真心をもって地元と協議し、目尾地域振興計画をもとに、清掃工場建設の同意を取りつけることができた。この理解でいいですか。

○地域政策課長

言われるとおりでございます。

○古本委員

目尾地域振興基本計画は平成9年に策定されました。行政は目尾西部地区と東部地区の開発を約束し、目尾地区の方々は、開発によって地元が発展することを条件として、迷惑施設の設置に同意をした。この理解でいいですか。

○地域政策課長

そのとおりでございます。

○古本委員

目尾地域の方々との約束がありながら、平成17年に第1回見直しとして、基本計画策定委員会を設置し、計画の見直しを行っています。この概要については資料に記載のとおりですが、大きくは市営球場を整備するとともに、多目的施設を廃止し、そのほかは公共施設用地や、本市発展のための活用地とする。東部地区については記載なしとなっておりますが、この見直しについてですが、目的、原因は、何のためというか、なぜ、こうなされたのでしょうか。改めて、聞かせていただきます。

○地域政策課長

平成18年1月の第1回目の見直しの背景でございますけれども、計画策定から8年を経過した中で、飯塚市の財政状況の悪化と1市4町の合併等社会情勢等が大きく変化をし、当初計画の実施が困難な状況となったことから、地元住民の方々のご理解とご協力をいただき基本計画の検討、見直しを行ったものでございます。

○古本委員

そうお答えになると思いました。恐らく、そうだろうと思いながら、これ、財政事情の悪化、また1市4町の云々とありますけれども、私この当時、平成17年当時は、前々市長、江頭行政だったと思います。その当時、そういう状況にあったんですかね。財政出動はあんまりされてない、がまんの市長だったですよ、どちらかというと。一生懸命儉約されたと思います。財政が逼迫したというよりも合併を控えた中で、想定は合併特例債とか、もうそっちに若干あったんじゃないかと思います。それなのに、

片方でこういうこと言われる。そして実際に合併した。特例債はもう瞬く間にぎっと使った。使って悪いわけじゃないですよ。そして片方は削って、なおざりにした。1回、2回、3回、4回、ずっと見直した中、全部この理由、何かこう、なおざりに、いいかげんにしたと私は思います。というのは、理由にしても全部一緒ですよ。おかしくないですか。今回もそうですよね。やり方が卑劣ですよ。答えは求めません。どうせ返ってこんでしょから。

続いて、また目尾です。目尾地域の方々に迷惑施設の設置を忘れさせるような、大きな夢を見せて理解を得る。そして、清掃工場が稼働を始めて約9年経過し、住民感情が沈んできた。そのような時期、平成17年から18年にかけて、地元で第1回、第2回と計画の見直しをお願いした。その後は、平成21年、再度見直しをされ、施設整備を中止及び一時凍結された。またそれから4年経過した平成25年に第4回の見直しを行い、目尾地域振興基本計画のうち、健康の森公園周辺用地は、スポーツ施設の整備または移転計画時の候補地とすることと明記され、その後は何もなされておらず、放置してある。これが目尾地域振興計画の実態、現状であると理解しておりますが、そのとおりでしょうか。

○地域政策課長

現状、委員ご指摘のとおりだと感じております。

○古本委員

わかりやすい答弁でした。それで、先ほどちょっと触れましたが、財政の悪化や1市4町の合併等行政を取り巻く環境の変化、ずっとこれなんです、この内容をもうちょっと踏み込んで答弁、説明していただけないですか。どんなふうに財政が悪化していったのか。そして、取り巻く環境というのは何ですか。どこかと合併したから悪くなるわけですか。よくなるわけ。それを説明してもらわんと、本当の、それ、わかりませんよ。

○行政経営部長

最初の委員言われますように第1回目見直しは合併直前の17年の4月から取りかかって、翌年の2月ぐらい、3月いっぱいぐらいまで見直しをしております。この段階で合併直前ですので、各市町とも合併前ですが、非常に厳しい状況にあったことは間違いありません。それと、合併をするということは、やはり経済情勢が非常に悪いということが一つの要因、これ、そればかりじゃありませんし、市域が広がったということで合併しておりますけど、厳しいということで合併をしております。そして、合併直後、予算が組めないことの基金が枯渇するという状況になったことも、財政危機宣言をしたことでおわかりだと思います。そして、平成21年、たしか21年にもう一度、18年に合併して直後、行革の計画を立てて、行革に取り組んできております。それは5カ年計画になっております。そして、3年しかたたないのにもう21年にはもう1回、行革の計画を立てざるを得ない状況にあったことは間違いありません。そして、それから、やっと財政が持ち直して22年、23年と少しずつ状況がよくなってきたと。財政調整基金も少しずつ貯まってきた。合併直後はやっぱり合併特例債を使うという状況が、非常にそういう雰囲気ではなかったという、使ったら悪いというような、少しそういう状況にありました。今現在は委員ご指摘のように、合併特例債ほぼ使ってしまうような状況にはあるような状況でございます。そういった中で、こういった見直しの作業をやってきたというのが現状でございます。

○古本委員

財政担当部長が言われることでしょから説得力はあるのかなとは思いますが、実際は、私はそうは思いません。そう簡単に、何百億円の基金が貯まるとか考えませんし、それは何百億円は使ってなくても、合併特例債を含めて、それぐらいは出勤としてますよね。実際に5年、10年でそんなに貯まるもんじゃないし、だと思えます。だから、その目安、もくろみがどうやったのかなとか、そういうところ

抜きにして早々という約束ごとは見直しをされていったというのが、私は現状だと、思い込みかもわかりませんが、思います。

次にいきます。これは、直接のことじゃありませんが、どなたかにお尋ねをします。こういう負の遺産、清掃工場等の迷惑施設、自分たちの居住地に建設すること、通常、住民は賛成しますかね。通常は反対だと思いますけど、どなたか答えていただけますか。

○行政経営部長

迷惑施設と言われるいろんな施設については、いろんな市町村でつくられて、各地で反対運動が起こっている。そういうことから、やはり委員と言われるように、もろ手挙げて賛成とかいうことはやっぱりなく、反対の運動が起こっているという、反対の意見が多いというのが現状ではないかと思います。

○古本委員

今、部長が言われましたように私も同じような考えです。この3つの迷惑施設が集中する、このことを、目尾地区の方々にもうしても理解をしていただかなくてはいけない。あなた方に改めてお尋ねをいたしますが、このように迷惑施設が集中して存在というか、建設をしてある地域が本市にありますか。本市のどこにあるか、あれば教えてください。また他市町村でも、集約して施設があるところが存在するのかどうか。もしわかりましたら。

○地域政策課長

飯塚市のように、3つの施設が同じ地域に集中するというケースは、他の地域であるかどうかというのは存じ上げておりませんが、やはりまれなケースだというふうに考えております。

○古本委員

そのまれなケースの地域が目尾なんですよ。何度も何度も何度も同じようなことを繰り返して言ってますけれども、その辺のところを十二分に理解していただいて、やっぱり目尾振興基本計画の最初のとくに立ち返って考えを、体育館建設の中で見直していただきたいなと、こう思います。まだ質問次にありますので、次にとってこれで私質問を終わります。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

5月8日に飯塚第1体育館等の施設整備に関することについての答申が出ております。これは約1年かけて、答申が出ております。市民代表の方、自治会長や公募で選んだ方が1年かけて検討したわけですが、その中で、新体育館の基本的な考え方についてという形で8項目あります。これ改めて、新体育館の基本的な考え方についてを、この8項目を読んでいきますと、これはやはり市民が利用しやすい体育館をつくってほしいという答申であろうと思います。特に、全部読むとそれに尽きるんじゃないかと思うんですけど、6項目めに誰もが訪れやすく愛着と親しみを持てる体育館であること。飯塚市の中心的体育施設として、各種競技大会やイベント等において、市民はもちろん県内外等からも訪れやすい体育館であることというふうに明記されておるわけですが、そこで、私はそういう意味では、以前も言いましたけれど、利便性のよいところが、よいところに体育館は、今回つくったほうが良いという考え方に立っております。それで、ただ、利便性というのは何かということなんです。利便性については、公共交通のアクセスがいいと、JR九州の浦田駅があって、それと西鉄バスの浦田バス停と篠田バス停があるということが、やっぱりこれは公共交通の利用に非常に良いというふうに思うわけでありまして。それで、公共交通の利便性というのはどういうふうになっておるかということなんです。簡単に利便性ということを書いておりますけれど、JRの浦田駅にとまる電車がどれぐらいある

のか、それを考えたときにやはり例えば、飯塚市の立地適正化計画の中に、その中にJRの駅からはだいたい800メートル、またバス停についても書いておりますけど、大体、半径500メートル以内を拠点都市とするようになっております。そういうことから考えていきますと、まずJRの駅、こういうことは皆さんのほうが御承知だと思いますけれど、今改めてお尋ねいたしますけど、飯塚市にJRの駅は何駅あるか御承知ですか。

○健幸・スポーツ課長

今、市内には10の駅があるかと考えております。

○道祖委員

10ですか。11じゃないかな。

○健幸・スポーツ課長

11駅でございます。

○道祖委員

それと含めて、小竹の駅、桂川駅、下鴨生駅、3つの駅は市内ではありませんけれど、先ほど言いました飯塚市立地適正化計画の中で言われておりますJRの駅を中心にして800メートルといたら今この3つも市民生活には、利用してる方がいらっしゃるというような考え方に立てば、私は鉄道の公共性というのは市民に対して14の駅がある。それに対して800メートル半径で円を書いていったときに、市民の方々の利用が可能であると。そういうふう思うんですよね。その辺は幾らですかと市民の全体に対してどれぐらいの住居率があるとか何かということはお尋ねしませんが、改めて地図の上で落としていけば、多いと思うんですよ。それと、そういうことはもう言わなくてもわかっていると思うんですけど、ここに適正化計画の本を持ってきておりますけど、この中に、広域連携軸、地域連携軸として、公共交通の連携軸があります。これは鉄道網だけじゃなくて、道路網も入っておるわけですね。先ほど言いましたように、バスの件です。バスは、大体500メートルくらいの半径で拠点というふうに書いております、この中では、間違ってますかね。その点確認いたしますけど。

○健幸・スポーツ課長

委員言われるとおりでございます。

○道祖委員

それと、西鉄のバスは御存じのように、バスセンターに一応入ってくる。出入り、バスセンターを中心にバス路線が組まれておるように感じます。バスセンターを経由しないで出ていく西鉄のバスはないと思っておりますけど、間違いはないですか。

○健幸・スポーツ課長

西鉄のバスは、今言われたとおりだと考えています。

○道祖委員

であるならば、市内にバス停が幾らあるかということですよ。そういうことを考えますと、相当数のバス停があるんじゃないか。それが本数の問題とか、いろいろな時間帯の問題はあるかと思っておりますけれど、バスセンターを中心にバスが動いてて、そこから浦田バス停、篠田バス停にはバスが出てます。そういうことを考えますと、ここもうバスを使った公共性というか、利便性が、すごく市民には使いやすいというふうに思いますが、そのように感じませんか。

○健幸・スポーツ課長

交通手段としてバスでございますけど、1日に十数便出ている。そういうようなカバーができるものだと考えておりますので、利便性があるかと思っております。

○道祖委員

先ほども言いましたように、立地適正化計画の中では、目指す拠点連携型の都市構造について、イメージ図が出ております。それと、そこにちゃんと公共交通の連絡軸、連携軸ってのが示されてるんですよ。これは今おっしゃったようにバスセンター入って浦田バス停、篠田バス停に入ってくる。そういうように鉄道網とバス路線網を考えますと、ご答弁いただいたように、多くの市民の寄りやすい場所が鯉田地区であるというふうに思うんですよ。だから、そういう面から考えてますと、いろいろなものの考え方はあるかと思えます。ですけれど、今後、やはりつくっていく体育館については、答申でありましたように、利用しやすい体育館である、利用しやすい場所にある体育館であるべきだと私は考えます。その点では、5つの候補地がありまして、最終的に2つに絞られましたけれど、市民サイドに立ったら、全市民サイドに立てば、やはり鯉田の市民公園健幸スポーツ広場敷のほうが、今後、将来、市民の生活環境の、何というんですか、健康面、そういうことを考えますと、やはりよい場所ではないかと私は思ってます。これに対してね、考えだけ述べさせていただきます。ですから、もし行政が場所を決めるならば、やはり多くの市民が利用しやすい場所、答申にあるように利用しやすい体育館であるべきだと考えておることを、決定の際に考慮していただきたいなということを要望して、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

5月8日の答申書がありますけれども、この答申が出るまでに、財源について委員の中から心配する声がありましたか。

○健幸・スポーツ課長

財源については、飯塚市、十分に考えてくれというような委員の意見もございました。

○川上委員

そういう意見に対して、どういう議論になりましたか。

○健幸・スポーツ課長

検討委員の皆様の貴重な意見として、私たちは受けとめさせていただいております。

○川上委員

事務局であったあなた方はどう受けとめたかではなくって、委員会の中でどういう議論になったのかをお尋ねしてるわけです。

○健幸・スポーツ課長

前日も答弁をさせていただいた分と重複するかもしれませんが、どのような種類の財源が今現在、現時点で考えられるのかという、そういうふうなご質問があって、事務局としてはお答えをさせていただいたと思います。

○川上委員

なかなかお答えにならないけども、会議録の中ではね、財源は大丈夫なのかと、市の財政状況考えたときに、という意見に対して、どなたかわかりません。けれども、財源のことを考えていけば、体育館問題の議論ができないという意見が出ました。それが委員会の全体の合意になってるわけです。そういう流れの中で、先ほど冒頭あなた方が、私の問題提起に対して、5つの回答的な報告、説明があったんですけど、そのうちの第1が、市はどういうふうに考えているのかと聞かれてね。前回申し上げたとおり、市は5つの理由を挙げて、あなた方が5つの理由挙げて、市は新築建てかえを考えていますと、前回指摘したとおりのことをきょうも報告された。説明された。この諮問する側と諮問受ける側の関係がこれ

でよいのかについては、その矛盾をきょう認めたことになると思います。そういう理解でいいですか。

○委員長

体育施設再編整備室長の瀬尾さんが一番ずっと出てあるんやったら、あなたが一番事情がわかっておるはずやから、あなたが答弁してもおかしくはないんですよ。どうぞ。

○健幸・スポーツ課長

きょうも一番最初に説明をさせていただきましたが、最終的には検討委員会の合意として建てかえが望ましいという結論に至ったということでございます。

○川上委員

そういう答弁は責任回避というもんですよ。私真正面から聞いてるでしょう。諮問する側と答申を検討する側との間柄がそれでよいのかってことで聞いてるのに。すーっとね、検討委員、それぞれの委嘱した委員の方々に、今すーっと責任を押しつけたわけです。したがってあなた方には今責任がないということになった。これは無責任の1番です。

2つ目聞きますね。財源については心配してると審議ができないよっていう、そういう空気の中で、この諮問機関は審査を始めていくわけです。そして市からは、もう答えが用意されてるわけ。市は移転新築でいきますっていうことも。この2つの条件の中で、検討委員会の審査は急ピッチで進んでいくんです。そこで聞くのは、この最適化債の引き受け先はどこになるんですか。

○財政課長

起債の融資先ですが、今のところは政府資金になるのではないかというふうに思っております。

○川上委員

それはそうでしょう。今の通常感覚からいえば、利息、発生する利息はどのくらいになると思いますか。借入額とそれによって発生する利息額はどのくらいだと思いますか。

○健幸・スポーツ課長

起債を25年といたしますと、例えば健康の森公園周辺敷でございましたら11億4200万円強になりますし、市民公園健幸スポーツ広場敷でございましたら、11億5500万円強になります。

○川上委員

金融機関になるんでしょう。あるいは自治省かもしれんけども、そうしたところが引き受けると、そこにとっては不利益になりますか、今のような経済情勢の中で。それとも、有利、利益になりますか。最適化債を引き受けるということは。

○財政課長

政府資金でございますので、縁故資金と比較いたしますと低利になりますので、有利なのではないかというのを考えております。

○川上委員

貸す側にとってどうかということを知りたいんですよ。意味がわかります。

○委員長

意味がわかります。

○財政課長

起債の借入利率につきましては、市場金利の影響を受けますので、現時点で有利か不利かというのはちょっと判断ができませんと思います。

○川上委員

市中であれば利率がどうであろうと、この事業でお金を10億円を超えて貸したりすることは有利で

すよ。政府資金であれば割り当てがあるわけですから、飯塚市は使わなきゃしょうがない。割り当てが来るんですよ。使わなきゃどうするんですか。そういうものとしてね、この公共施設整備の最適化債の仕組みがあるわけでしょう。このことについては、諮問機関の皆さんには深くは理解してもらえてないですよ。だから何が残るかっていうと、くどいけどもお金のことは心配しないでと。飯塚市は移転新築建てかえ、もう考えてますと。だから、6月30日、7月28日、わずかの審議の中で、じゃあどういふものをつくろうかって話になっていったじゃないですか。県立体育館でもつくろうかという勢いですよ。

今まであなた方の無責任さ、それから諮問機関のメンバーを煙に巻いたことについて話したつもりだけど、私が、非常に許しがたいと思っているのは、何よりもましてね、災害時避難、それから防災の問題についてね、これを移転新築の、建てかえのを口実にしていることなんですよ。あなた方がまともに防災のことに議論していないことについて2点、もう浮き彫りになりましたね。1点は、冒頭5つ報告説明されたうちの2点目ですよ。議論していませんというふうに言われました。それともう1点は、前回から言っております。飯塚第1体育館という風水害のときの上級的な位置づけの避難所を取り上げられる飯塚小学校区の、飯塚公民館区の方たちに何の相談もしてないということなんですよ。この2つの事実を言うだけで、あなた方が、こともあろうに防災災害時避難体制の問題について、これを自分たちの思惑の口実したという、これが浮き彫りになってきたんじゃないですか。だから私は、8月の7日の日に片峯市長が朝倉地域の、多数の死者を出した災害のことを口にしたときに、これはいかんだろうというふうに思ったわけです。これはあなた方にとっては、この防災を議論してないこと、一方で飯塚公民館区の住民の皆さんとまともに話もしてないことについて認められたけど、これはあなた方が移転先にありきで走ろうとするための、まやかし、口実ではなかったのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

今、委員が言われるようなことはございません。

○川上委員

その答弁に対しては、この議論していないという事実、それから、飯塚公民館区の皆さんと何ら話をしていないという事実について、どう答えるのかっていう質問になるんですよ。

○健幸・スポーツ課長

先ほどの、検討委員会の中では防災のことについては具体的なものではなくて、耐震の問題、それから避難所の機能とか、そういうものを望む声がありますことから、私ども事務局のほうからお話をさせていただいた。具体的な議論に至ってはないということではありませんで、そういうようなお話を、求む声がありましたので、そういう内容があったことから、事務局のほうから、お話をさせていただいたということでございます。

それともう1点でございますが、避難所がなくなることの協議、これについては先ほども説明をさせていただきましたが、大規模災害時の全域的な避難施設と、そしてまたそのための機能を有していることが多いということから、今後の体育館整備については、その視点で整備をすることを考えておりますので、飯塚地区の方々にとってご心配があるかと思いますが、地域の方々へは今後十分な説明が必要だと考えております。

○川上委員

同じ答弁を繰り返してるわけですよ。やってないと。議論してない。それから飯塚公民館区の住民の皆さんと、彼らの避難所が失われることについて何ら考慮してないということは今みずから認められた。したがって、これはあなた方が、災害時避難体制問題、それから防災体制については口実にしているに

すぎないというふうに私が言っても、言われても仕方がないことだと思います。

それから、前回委員会で私の質問の締めくくりに2つ提案しましたね。この2つの提案というのは、耐震診断を今はかかってるわけですから、その結果は、成果品として3月ということになるんでしょ。ですから、どこがどのように能力が不足しておるのかね、耐震能力が。それを明らかにし、その情報を現在体育館をスポーツ施設として利用している皆さん、それから、災害時避難場所として利用する皆さんに情報を共有し、そして、今後の判断を考えたらどうかと。そして、特に飯塚公民館区、ここを避難所として利用する人たち、もっと広いと思いますけど、については、先ほどの議論があったと思うけど、決めた後、終わった後に話を聞くんじゃないかと、本来はこの答申を準備する段階で聞くべきではなかったのかと。今の特別委員会と並行して聞いてもいいわけですよ。今あなた方は、今後十分に聞くとかいう言い方です。これはね、2つ目の無責任をみずから証明しているようなことではないかと思うんだけど、先ほどの5つ言っただ中の3、4、5。4番目はね、スポーツ施設としての利用者に対しては、基本計画を策定した後、意見を聞くと言ったんですよ。これは地域住民の方にも、今後よく話を聞いていく。こういうのは、無責任と呼ばれて仕方がないんじゃないかと思うけど、どう思いますか。

○市民協働部長

言われるように、質問委員が言われます耐震診断を待つということと、飯塚地区の避難場等々も含めて、地区住民の方々の説明のタイミングというのは確かに言われるように、答申の中で考えるべきところでございますという判断もありましようけども、あくまでも今の答申の段階では、外部の附属機関での答申でございまして、その段階ではなかなか難しいかなと思います。ただ、質問委員言われますように、移転建てかえというような形で市長が意向を表明する前段では、ある程度の地域の方々のご説明というのはすべきだったかなというふうに思っております。事務方としては、そういった事情で機を失っておりますけども、今後、方向性が決まると、先ほどの目尾の問題もございましたけれども、目尾地区もそうですし、鯉田地区もそうですし、体育館が移転してなくなります飯塚地区もそうでございます。そういった形である程度の方向性が出て、ご意見をお伺いしたいと思っております。言われるように、飯塚地区にとりましては移転という方向が出る前段である程度の説明をすることが一番ベストでございますけども、言われるとおり、ご指摘のとおり、機を失っております。それを認めた上で、今後できるだけ早い機会にそういった形の場を設けたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

各委員から、何度も繰り返しあなた方の住民の意見を聞かない態度については指摘があつてるじゃないですか。きょうもあつた。認めている。でもとまらないというのは、おかしい。

それで、その責任をあなた方は片峯市長に全て押しつけようとしているよ。先ほどから答弁の言葉尻をよく聞いてみると、何々という市長の決断ですとかね。市の決定と言わない。先ほどから卑怯だ、卑怯だというふうに言われて、あんた方はしょんぼりしたかもしれないけど、非常に卑怯ですよ。

そこまで、住民の声を聞いていない、ないがしろにしたというのであればね、立ちどまって再検討してしかるべきです。私は、皆さん方からいろいろ答弁を聞いて、市の最初の基本路線のとおり、合併特例債による現地大規模改修方式を、工夫してやるべきだというふうに今思っています。飯塚の地域の方々もそう思ってる方も多いです。一方で、目尾の皆さんは、先ほどから質疑応答があつてました。そのとおりの経過ですよ。思いが深いと思います。鯉田は鯉田の住民の皆さんの思いが深い。こういう状況の中で立ち止まらずに、絞り込むだとかね、言えないでしょう。これがね、非常に端的に、あなた方の3番目の無責任が端的に出てくるのは、候補地を5つ挙げたという行為ですよ。お金が何ぼ使っても

いいですよみたいなこと言って、飯塚市は建てかえですよと、考えてますよって言って、そして候補地は5つですよと言う。しかし委員会は、それは自分たちの諮問された事項じゃないから審議しませんということになるんだけど。あなた方この5つ、何とって提示したかっていうと、まとまった広さの面積があるのはこれだけですよと言ったんです。これ候補地ではないでしょう。しかもあなた方自身が、3、4、5については当初から相手にしてなかった。可能性としては1と2しかないと思っていたわけでしょう、これが。この間の答弁聞いてると。そういう中で諮問機関に、あなた方が選ぶことではないけど市はこう考えてますよと言って意見を求めているわけです。意見は7つ出てるんじゃないですか。この7つはどの方向に向かわないでしょ。1にも向かわない、2にも向かわない。それから、私が言ってるような市のもともとの大規模改修の方向にも向かわない。そのようにこれはつくってあるわけ、この答申書。ここにあなた方の3番目の、この無責任な態度があらわれてるんじゃないですか。5つの候補地、7つの意見の集約。副市長、私そうと思いますが、副市長どう思いますか。

○副市長

答申の附帯意見に書いてあることだと思いますけど、この5つの候補地については、市のほうでちゃんと検討委員会に提示した場所がございます。当然、上2つであとの3つはただ単に書いただけということではなくて、やっぱり5つ全部検討していただきたいということで提出させていただいておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○川上委員

副市長、これ検討してもらってないんですよ。これは、こういう面積のものが、一定規模の面積のものがあつたというだけなんです。選考作業はしてない。あるべき姿について7つ意見が出されましたよっていう形にしてるだけなんです。こういうやり方に、大きな無責任の3番目があるのではないかと聞いたわけです。でもわからない。無責任だから無責任さで自覚できないんです。でもわかることがあるんですよ。卸売市場問題でどれだけこの無責任さが指摘されたか、それと比較したら体育館であなた方がとつた無責任さがよく自分でわかるはずですよ。

それから、先ほどそういうふうに行っていく口実について、防災避難体制の問題を挙げたのは許しがたいと言いましたが、もう一つ出されているのが駐車場問題。駐車場不足問題と呼ばれてるやつ。それで、あなた方が、既に14億円の合併特例債生かして15億5千万円で大規模改修で行こうと決めていたわけだから、そのときに駐車場も不足するよねということならば、そのこと検討してるはずですよ。どういふ検討したのか。いいですか、どういふ検討したのか、駐車場不足解消の。どういふ検討したのか。それから、検討委員会にどういふふうな解消案を示したのか。それをお尋ねします。

○行政経営部長

ただいまの委員のご質問ですが、公共施設等のあり方に関する実施計画では、大規模改修、耐震を診断した上でとなっております。この際について、現地での改修という形になりますが、その際、駐車場のことについては検討していない状況でございます。

○健幸・スポーツ課長

すいません、申しわけございません。検討委員会の中では、現在の管理している方法等を説明させていただいて、その内容については、大会イベントのときの駐車場の管理は基本的に主催者の責任で管理してもらっておりますが、混雑が想定される場合はそのレベルに応じて、関係者の詰め込み駐車等々、関係者の他の地域への借用というようなことで提案をさせていただいております。ただ、駐車台数が相当数超えることが予想される場合は、これまでも説明させていただきましたように、イオンの駐車場等に相談をさせていただいておりますが、これが全て許可が得ることができないような状況であるとい

うような形は説明をしております。

○川上委員

だから、そういう現状見てるんだっただけですよ。あなた方がこういうふうに関心したい、解決したいという何か案を示してないのかと。行財政のほうからは、検討したことがないという答弁でした。直接、健幸・スポーツ課は検討して、そして、検討委員会に、市としてはこういうことを考えていますということは、して当然だと思うから聞いてるわけです。どういうことしたのかわかっていた。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございません。先ほどの分ではなくて検討しておりません。

○川上委員

そしたら、諮問機関としては、市の考えはどうなのかと聞いたら、金のことは心配するなど。建てかえだと、移転建てかえだというの聞いたと。そうしたら駐車場問題は当然議論にならないですね。駐車場、こんなふうに関心しようと思いませんか。広いところに引っ越そうやないかと。あなた方のそこにも誘導があると思う。

なぜ駐車場を不足解消の提案が市からなされないのかというのは、私は今言ったとおりです。移転先ありきだから言わない。この間、考えたこともないことはないはずですよ。それはない。そしたら、これなら答えられるでしょう。どのくらい不足したんですか。この質問に答えてください。

○健幸・スポーツ課長

前回は答弁をさせていただきましたけれども、平成28年度に44回、平成27年度に33回、満車となっております。

○川上委員

そこだって満車続いているじゃないですか。あれ駐車場不足と言わないでしょ。あなた方は、満車が27年度で33日、28年度で44日ありましたと言う。どういう状況のもとで、どういうことが起こったんですか、満車というのは。警察が市役所に対して、これほど不法駐車が起こる、事故起きますよと警告を受けたりしてないんですか。しなかったですか。

○健幸・スポーツ課長

はい。先ほどの回数の答弁につけ加えさせていただきます。この場合満車と申しますのが、あふれかえる場合もございますれば、駐車台数が、委員言われますようにピッタリとなる場合もあるかと思えます。その状況等の部分については把握はしておりません。ただ、先ほどの、次の質問で警察等のほうからというようなご質問ですが、体育館のほうにはそのような違法駐車があるというような連絡はあっております。

○川上委員

ありますと言われたんですかね。違法駐車がありますという通知があったわけですね。どのくらいありましたか。

○健幸・スポーツ課長

回数についてはちょっと現在把握はしておりません。

○川上委員

そのために、30億円余計にお金を使おうということをお聞きしたいわけですよ、皆さんに。検討委員会の皆さんに。こんなすごいことが、ひどいことがあるのでしょうか。実際に駐車場が足りないがために、そのイベントができなかったことがありますか。

○健幸・スポーツ課長

基本、先ほどもご説明しましたように、主催者のほうで管理をしてくださいということをお願いしますが、イベントが中止になったということは、事前に駐車場がもう確保できないということで中止になったことはございます。

○川上委員

それは具体的にいつありましたか。どのぐらいありましたか。

○健幸・スポーツ課長

ちょっと把握できません。

○川上委員

副市長、わからんくらい。わかるわけない。向こうが、自分たちのイベントの規模が大きい、それに適切なかみ合うところ探すわけですから。ここの駐車台数が、あるいはスペースが不足するというのは引くわけだから。ちょうどいいところを探してくるわけですよ。だから駐車場不足というのは最初からないわけ。そしたら、どういうことになってくるかという、部分的に何か探さないと入れませんでしたということはそこと同じようにあるわけです。そしてあなた方は、いろんな工夫ができたはずですよ。2階建て駐車場とか、考えたことがあります。あれは幾らかかりますか。それによって何台確保できますか。

○健幸・スポーツ課長

考えておりません。

○川上委員

副市長、これね、新体育館、新築移転づくりというのは、市の仕事の仕方としては、やっぱりおかしい。住民のさまざまな期待がありますよ。しかし、市の仕事の仕方おかしい。そして今の段階で、最適化債の期限がもう来てるから。本当ですか。来てるから止まれません。半年が待てませんと言ってるわけですよ。こんな仕事の仕方を、旧態依然として飯塚市が続けるのか、それともここで、ちょっと待てと、これだけ言われてるわけですから。立ちどまって考えるか、今、岐路に立っている。

きょう、片峯市長はアメリカで、麻生グループのビルにも行ってるかもしれないけど、今回の問題について片峯市長が、また今度話さないといけないと思うけど、本当に今、岐路に立ってて、旧態依然の市政運営を続けるのか、住民の立場に立って、職員と団結して、きちんとした市政立て直していくのか、このことが問われると思います。国際電話で電話かけて言ってください。質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようでございますので、本件につきましては引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。これをもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。